

平成 1 8 年第 2 回

大空町議会定例会会議録

〔その 1〕

- ・ 招 集 平成18年 9 月26日
- ・ 開 会 平成18年 9 月26日
- ・ 閉 会 平成18年 9 月27日

大 空 町 議 会

5 会議事件のために出席した者は次のとおりである。

町	長	教 育 委 員 会 委 員 長
代 表 監 査 委 員		女満別地区農業委員会会長
助	役	福 祉 課 長
助	役	農 政 課 長
総 合 支 所 長		商 工 観 光 課 長
総 務 課 長		建 設 課 長
出 納 課 長		住 民 生 活 課 長
企 画 課 長		保 健 福 祉 課 長
財 政 課 長		東藻琴国民健康保険診療所 事 務 長
財 政 課 参 事		産 業 振 興 課 長
住 民 課 長		建 設 水 道 課 長
住 民 課 参 事		総 務 係 長
教 育 長		生 涯 学 習 課 長
女満別教育センター長		監 査 委 員 事 務 局 長
女満別地区農業委員会 事 務 局 長		東藻琴地区農業委員会 事 務 局 長

6 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長、庶務係長、庶務係主査

7 会議事件及び議事日程は別紙のとおりである。

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

- ◇議 長 おはようございます。ただいまから平成18年第2回大空町議会定例会を開会します。

◎開議の宣告

- ◇議 長 これから本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- ◇議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、議長において、17番、厚海六郎議員及び1番、近藤哲雄議員を指名します。

◎日程第2 議会運営委員会審査報告

- ◇議 長 日程第2、議会運営委員会審査報告を行います。
議会運営委員会審査の結果について、委員長から報告の申し出がありますので、これを許します。
議会運営委員会委員長、勝田鉄城議員。

- ◇議会運営委員長 議会運営委員会の審査結果を報告いたします。

去る9月20日に議会運営委員会を開き、本日開会の定例会の会期等について協議をいたしました。

本定例会では一般質問者が4人、町長から提出されております案件が40件で、その内訳は一般議案18件、決算認定22件です。議会提出議案も予定されております。

したがって、一般質問及び提出議案の内容件数から判断いたしまして、本定例会の会期は9月26日開会して、9月27日までの2日間とすることが妥当であると全会一致で判断いたしましたので報告をいたします。

以上、議会運営委員会の審査報告といたします。

- ◇議 長 これで議会運営委員会審査報告は終わりました。

◎日程第3 会期の決定について

- ◇議 長 日程第3、会期の決定についてを議題とします。
お諮りします。本定例会の会期は、先ほど議会運営委員会審査報告のとおり、本日から9月27日までの2日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

- ◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日から9月27日までの2日間に決定しました。

◎諸般の報告

◇議 長 この際、諸般の報告を行います。
事務局長に報告いたさせます。
事務局長。

◇事務局長 諸般の報告を申し上げます。
ただいまの出席議員は18名全員であります。
本日の会議に説明のため出席する者の職、氏名は一覧表として配付しているとおりであります。
本日の議事日程は、配付してあります日程表のとおりであります。
前議会から本日までの議会の動向につきましては、お手元に配付しているとおりであります。
町広報担当者から写真撮影の申し込みがあり、これを許可いたしましたので、ご了承願います。
以上です。

◇議 長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

◇議 長 日程第4、行政報告を行います。
山下町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。
山下町長。

◇町 長 おはようございます。
お手元に配付させていただいております行政報告について、説明を加えながら申し述べたいと思います。
7月2日大空町東藻琴地区殉公者慰霊祭を東藻琴地域慰霊塔の前で実施をしております。
7月9日でありますけれども、大空町開町記念式典を教育文化会館において実施をいたしました。あわせて、同日東京都稲城市との姉妹都市提携、さらには熊本県氷川町との友好町の提携という調印式を同会場において行っております。この席には稲城市長の石川市長、氷川町の浜田町長ご臨席のもと調印を行わせていただきました。あわせて、同日道の駅で大空町開町記念のメルヘンフェアを実施しております。このフェアにおきましては、稲城市の市民の太鼓のメンバー、さらには黒岩静枝氏、そして女満別高校のスイングガールズの出演をいただいたところでございます。
7月12日大空町国民健康保険運営協議会を開催をしております。暫定的に決定しておりました税率につきまして同率で諮問をし、そして正式な形で答申をいただいたところでございます。
翌7月13日北海道内空港整備促進東京要望ということで、北海道内にあります空港所在の市町村長等と東京に赴きましてLSIの整備等、東京航空局、さらには国土交通省に要望を行ってきたところでございます。同日全国生涯学習市町村協議会が開

催をされ、監事として役員を担ってございます関係から役員会、総会に出席をしてございます。会議の中では、協議会で持っております事業助成の活用のあり方について検討がなされております。

7月18日北海道市町村長交流会議が札幌で開催をされました。この日は、分権時代における市町村経営の課題と戦略ということをテーマにし、神野直彦氏の講演を拝聴いたしました。話の中については、公の概念について語られておりまして考えさせられる点がたくさんございました。

7月20日第34回交通安全大会・第56回社会を明るくする運動大会を開催いたしました。800名程度の参加をいただきましたけれども、後の反省会では東藻琴地域の方々の方々の参加者の確保をいかに図るべきかという課題が出されてございます。

7月26日北海道横断自動車道北見・網走間建設促進期成会東京要望ということで、北海道における高速交通網の必要性等につきまして国土交通省、さらには武部幹事長に要請をいたして参りました。

翌日、7月27日網走支庁管内総合開発期成会東京要望が実施されてございます。私は総務班といたしまして経済産業省、外務省、気象庁などに要望活動を行って参りました。

8月4日網走地域活性化戦略会議が網走市で開催をされました。この中でオホーツクの統一ロゴ等の作成について意見を述べさせていただいたところでございます。

8月8日東藻琴・女満別両地域の合同によります地域審議会が開催をされました。第1回ということでございまして辞令の交付、さらには審議会の役割、審議会のルール等を確認しあったところでございます。

8月15日大空町女満別地区の殉公者慰霊祭、これにつきましては英霊墓地前、忠魂碑の前で実施をいたしました。

8月18日大空町企業誘致委員会を東藻琴総合支所で開催をいたしました。企業振興促進補助金に係る申請が出てございましたので、その内容について諮問をし、答申をいただきました。さらに、同条例についての意見交換を行ったところでございます。

9月6日水田農業推進協議会を開催してございます。転作の状況、さらには品目横断的価格安定対策、米政策改革推進対策、さらには農地・水・環境保全向上対策等、新しい事業についての情報交換を行ったところでございます。

以上、説明を申し上げまして、行政報告とさせていただきます。

◇議 長 これで行政報告は終わりました。

◎日程第5 一般質問

◇議 長 日程第5、一般質問を行います。

順番に一般質問を許します。

7番、坂本一光議員。

◇坂本議員 おはようございます。大空町第2回定例会に当たり、一般質問をさせていただきます。

大空町誕生から半年経過し、行政においても住民生活においても初めての経験であり、いろいろなところで戸惑いながらも新大空方式とも言うべき方向性を探るべく鋭意努力されていることだと思います。今はまだ旧地域ごとの慣行慣例を最優先させながら日常の活動が営まれている部分が大半ですが、このままでは合併のメリットを最大限生かすことにはほど遠いようなことになりはしないかと強く感じているところでもあります。現大空町長である山下町長は、旧女満別町長としてこの合併を推進してきた経過にあります、合併した以上大空町長として強いリーダーシップを発揮していただく立場にあると考えております。これから大空町建設計画を軸に大空町として総合計画を平成20年3月をめどに作成作業にかかる予定であります、その際町長任期中には大空町の将来を決定づける大切な時期であり、大事な決断を必要とする期間であると思うわけであります。組織が小さければ方向転換をすることは容易であります、町として一度走り出した以上簡単には方向性を転換することは非常に難しいことに思われます。なぜならば、住民の生活がついているからであります。今のところは住民の方々にはいい顔をすることができておりますが、いつまでも続けられることにはならない、そのようにも感じられるところでもあります。町長の言われる協調と協働、融和と融合、これを実現するためにはこれから行政職はもちろんですが、住民ともども一丸となった行政運営が当然必要となってくるわけです。その際住民にはいろいろな考え方、手法があることは当然のことで、必ずしも一定方向ではありません。ここで大空丸のかじ取り、船長である町長に強いリーダーシップが必要となってくることであります。そのために情報を十分に公開することはもちろんですが、一層の住民の理解と協力が大前提になってくるのではないのでしょうか。中央政界においては新首相が決まる段取りが整って、これから政策が地方にどのような影響を及ぼすことになるのか、具体策についてはいまだ不明のところというよりも全くわからない状況にあります。しかしながら、地方分権、自立した自治体を運営することに変わりはないと思われます。少々前置きが長くなりましたが、通告に基づき質問をさせていただきます。

まず、大空町内旧東藻琴村、旧女満別町において実施されている各種イベントについて今後の方向性をお尋ねいたします。青少年を対象とした行事、芸術文化団体等社会教育関係、消防団による訓練、多くの行事が行われております。観光に関する行事については、6月第1回定例会において同僚議員にて町長の考えをお聞きした経過にはありますが、職員のかかわり方及び補助金のあり方等についてお伺いいたします。観光の部分については、一応実行委員会による開催となっておりますが、次年度よりの開催について予算の配分の関係もこれから調整作業に入ることになるだろうと思われます。また、芝桜まつり、観光夏まつり、花と音楽のフェスタ、ロール転がし等の事業についてお考えをお伺いいたします。

次に、社会教育関係の文化展、芸術祭、生きがい教室等、成人式も含まれるかと思いますが、それから福祉面では老人福祉大会、慰霊祭等、多種多様の町としての行事について大空町として一つの町において東藻琴地区、女満別地区と同じような内容で開催されておりますが、今後どのように整理されていくのか、その考えについてお伺いをいたしたいと思います。

それから、2番目の質問に入ります。農政についてであります。昨年11月に品目横断的所得安定対策大綱が国の政策として決定され、本年6月に法律として制定された経過にあります。これは、昭和20年、21年に行われた農地改革以来の農政の大改革と言っても過言ではないと考えております。国内農産物、特に政府管掌作物、麦、てん菜、大豆、でん粉原料用バレイショについて品目別に価格が再生産可能な水準で保障されて今日までできております。それが平成19年産よりさきの4品目については品目を横断的に国の定める認定農業者及び特例として何項目かありますが、該当する方々に担い手となり得る農業生産者に農産物価格と別に直接支払いによって再生産可能な所得を国が保障するという制度に変わるものであります。しかしながら、現在において農業経営上のいろいろな状況を想定した具体的な方策が決定していない部分もあり、農業者の多くが不安を覚えている状況にあります。また、水田、米政策についても形は違いますが、同じく変化する状況にあると思います。

そこで、伺いたいと思いますが、この状況の大きな変化の中で農業関係団体の行政、農協、農業委員会、また共済組合等が含まれると思いますが、それぞれの担当分野において情報を収集し、連携を密にとり、農業者に対する情報提供及び指導助言ができていくかどうかお尋ねいたします。

現状では連携の体制としてはそれぞれが一生懸命やっておられることであろうとは思われますが、なかなか不十分な状況も見受けられます。そこで、さきの4団体もしくは3団体が目的とするところは農業者を守り、便宜を図ることで一致していると思われしますので、それぞれの事務所を統合し、ワンフロア化して情報の共有、対策の作成等、業務をこなしていただくような仕組みはできないものかどうか、このことについて町長としての指導力を発揮していただけるものなのかどうか、その点について伺いしたいと思います。

以上を申し上げまして、1回目の質問とさせていただきます。

◇議 長 町長。

◇町 長 坂本議員の一般質問にお答えをしたいと思います。

大空町が出発をいたしまして半年余りが過ぎようとしてございます。大きな人口規模になったとはいいいながら私が思いますには、まだまだ住民の方々の顔が見える、そういう地域ではないかというふうに思います。そういった意味から、行政と住民の方々の溝をつくらないように、いろんな対話を繰り返しながら、協働の考え方を持ってまちづくりに当たっていきたいというふうに考えてございます。

ご質問の中にありました地域のいろんなイベント、関連する行事の一体化についての考え方ということでご質問をいただいたというふうに思います。まず、イベント関係でありますけれども、芝桜まつり、さらにはめまんべつ観光夏まつり、ノンキーランドふるさとまつり、メルヘンフェアなど、こういったものについては現在実行委員会体制をもって取り組んでいる現状にあります。実際そういうイベントというものは、参加する方々、そしてそれを見ていただく方々、そして裏方として支えてくれる方々、そういう方々がいて初めて成功するものというふうに思います。そういった意味から

おきまして、住民の方々が主体的に活動してそういった催し物を盛り上げていただくということが必要ではないかというふうに思っています。しかし、課題といたしまして、そういう運営の側に立つ方々、そういった方の固定化や減少化ということも否めないわけであります。そういったことから、そこに参加をしております町職員が主体的に動かざるを得ないというようなものもふえてきているのではないかと、またそういうようなことから内容がマンネリ化してきているというようなことも反省点として挙げられてございます。そういったものをやはり解決していくためにも住民の方々の参画をいかにして得るかということが大切であろうと、そんなふうに考えてございます。こういった関係する予算については、今後予算の査定が年度内に行われてまいりますけれども、その中で来年における内容等を十分精査をしながら予算づけを考えてまいりたいというふうに考えてございます。

ただいまはイベント関係について申し上げましたけれども、そのほかにもいろいろな行事等がございます。例示を出されまして文化展、芸能祭、慰霊祭、成人式というようなことについてお尋ねをいただきましたけれども、このいろいろな行事についての統合についての考え方でありますけれども、まずその行事の主体がどこにあるかということが一番最初に考えなければならないと思います。町が主体で行うもの、さらには団体が主体によって運営されているもの、それによって多少考え方がと異なってしまうのか、進捗の状況が変わろうかというふうに思います。

まず、団体が主体的に行っているもの、また団体の意向を十分尊重しなければならないようなものというものについては、やはり第一義的にはその団体の意向というのが尊重されるべきであろうと、そんなふうに思っています。ただ、団体の意向はもちろんありますけれども、将来的に統一開催ということが必要なことだということであれば、その課題、障害の解決に向けて協議をしていくということが必要ではないかというふうに思っていますし、目標年次等を定めながら共同開催に向けての取り組みということも必要なことではないかというふうに思います。

一方、町が主体のものについては、基本的には統一的に開催をしたいという考え方を持って取り進めてございます。しかし、中には諸事情によりましてすぐに統一開催ということができないものもあるのも事実でございます。少しばかり例を出してご答弁を申し上げたいと思いますけれども、平成18年度の来年1月に開催を予定しております成人式につきましては、両地域統一して合同で開催をするということで考えてございます。現在は、この議事堂文化ホールを活用して実施をしたいというふうに考えてございます。初めての試みとなりますので、式典の案内、周知連絡方法、例年より早く、また綿密に対応してまいりたい、そんなことを考えておるところでございます。

また、町が主催ということではありますけれども、実際には統一開催ができなかったものの例として老人福祉大会がございます。今回女満別地域、東藻琴地域で実施をいたしましたけれども、対象の方々を70歳以上としてございました。対象者は、女満別地域において1,174人、東藻琴地域において579人ということで、当初統一開催も考えましたけれども、一会場に収容できない状況も想定し得るというようなことから、両地域での開催となったことであります。しかし、実際の参加者というの

はそこに及んでおりませんので、今後についてはそういった動向、また開催の方法、どちらかの地域で行う場合については人の移送の方法など、課題解決に向けながら対応してまいりたいというふうに考えてございます。

また、消防団出初め式等についてのお話もありましたけれども、これについては消防団と消防署の共催事業ということになってございます。私どもの意向だけというわけにはまいらないという事情があつて、これも来年については日程を変えて東藻琴地域、女満別地域で実施をする予定となっております。慰霊祭については、これも共同でということで検討いたしましたけれども、やはり場所的な問題で東藻琴の地域にある慰霊塔、さらには女満別地域にある忠魂碑等、その場所をなかなか移動するということはお家族、遺族等の心情にどうだろうかということを考えまして別々の開催となったところでございます。そういうことで基本的にはその主体がどこにあるかということでもありますけれども、町が主体のものについては統一開催に向けて障害の除去に当たってまいりたいと、団体主催のものについては団体の意向を尊重しながら今後検討させていただきたいというふうに考えてございますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

もう一方、農政についてのご質問もいただきました。昨年10月に決定されました経営所得安定対策大綱に基づき、品目横断的経営安定対策等を盛り込んだ担い手経営安定新法というものが成立をいたしました。この特徴は、一定規模以上の担い手を対象に所得を保障する制度ということになってございます。議員からもご指摘がありましたように、これまではすべての農家の方を対象に品目ごとに補助金を交付をしてきたところでありますけれども、この方向性が大きく転換する内容となっております。法律は決まったといいながらまだまだ未確定部分もあるわけでありまして、片方で秋まき小麦の作付農家の方々等にあつてはもう既に9月1日から本対策への加入申請も始まっているということでございます。

行政としてどういうことを念頭に置きながらこれに対応しているかということでもありますけれども、まず1点は、認定農業者への農家の方々の誘導を図るということで担い手中心主義に農政が動くということであれば、いかにしてその地域の中の担い手を確保していくかということを念頭に置きながら事務を進めてございます。その育成確保ということが喫緊の課題であるというふうに認識しておりまして、これまで5年に1度の更新時期を迎える認定農業者への更新作業を行う指導や、それから新規に認定農業者に該当するであろうと思われる方々の拾い出しと、掘り起こし作業というものも進めているところであります。これにつきましては、当然行政機関だけでは行うということは不可能なわけでありまして、農業協同組合や農業委員会、そういったところと連携をしながら担い手育成確保のフォローアップシートというものをつくりながら、毎月それを確認しながら誘導に向かって進行、管理を行っているところであります。これは、町内における連携の一例でありますけれども、そのほか近隣の7市町の各関係機関や農業団体が集まりまして斜網・美津地域担い手育成総合支援協議会というものを設立してございます。網走支庁が事務局となりまして昨年の12月に設立をしてございます。各市町村によってその取り扱いがばらばらということにならないように情報交換などを行って、新しい制度に対しての対応策というものを情報交換し

ながら図っているところでございます。非常に大きな転換期を迎えているということで、この対策に対応する目的といたしましては、この対策によって低価格な畑作物、畑作産品等が出てまいるということでありますけれども、そういったものをつくらざるを得ないような農家ということはこの地域からなくしていくことであろうと、そんな認識を持ってございます。そういう中で地域が連携をしながら、その対策に遺漏のないように取り進めてまいりたいというふうに考えてございますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

また、それに関係いたしまして関係する農業団体、農業機関が一つのフロアに集まって事務所等を持って事務に当たるということはどうかということでのご提言もいただきました。これについては、私は過去の事例等から十分機能するかどうかということがしっかりと把握できないと、そんな感じを持ってございます。確かに農業関係に及ぶそういう情報が一元的に利用する方にとって使うことができると、利用することができるというようなことでの利点もあるように思いますけれども、おのおのやはり別な機関であると、行政という立場のものと一方で収益事業を担う農協などが同じ情報レベルでお話し合いができるかということ、一線を越えられないような部分もありますし、指揮命令系統というものがその機関によってございます。そういった意味からいいますと、例えば行政の内部においても農業関係はそのことだけではなくてそのほかの業務との関連も非常に多うございます。例えば一例を挙げて言いますと、道路の整備等、これは農業関係の予算で実施をする場合もありますけれども、建設関係の予算で実施をすると、そういったところの連携も含めて考えますと、農業事務所だけが1カ所にまとまるということで本当に機能するかどうかということについてはしっかりと検証していかなければならないというふうに思っております。議員のご提案の趣旨というのは、その関係機関がいかに情報を共有して共通の理念、理解のもとに農業者の方々、新しい農政を進めていくかということであろうかというふうに思いますので、そういう視点に立って情報の共有ということを進めながら皆さんにご不便のかけないような、そんな体制をつくってまいりたいというふうに思います。そういうことでご理解を賜りたいと思います。

以上を申し上げまして、1回目のご答弁とさせていただきます。

◇議 長 7番、坂本一光議員。

◇坂本議員 いろいろと具体的なことも含めて答弁をいただいたところであります。先ほど地域によって観光に関するイベント、第1回の定例会でも深川議員の方からされたところではあります。職員としてのかかわりの面で大分差があるようなところがあるというような深川議員の指摘もありました。地域によっては住民が少ないから職員が携わらざるを得ないというようなこともありました。私はそれはそれで住民の一人ですから携わるのは結構だと思います。がしかし、それぞれの地域によって参加する意識の中にやっぱり大空町としてやっているのだよというものがどこかまだ、合併して間もないから仕方ないのかもしれませんが、意識の問題がやっぱり根底にあるのではないかと思います。旧東藻琴地域では出るのが当然というような意識もあります

が、女満別町ではそういった意識としては少ないのではないかなという感じがするわけです。ですから、土日、休日に当たるわけなのですけども、やはり職員としてではなくて、大空町の住民の一員なのですよというものを全面的に強くそれぞれが認識していただくことによって大いに参加をしていただけるような結果につながるのではないかな、そのように思うわけであります。その辺から要するに行政と住民の協働の一つの始まりの部分にもなるのではないかな、そのように感ずるところであります。その辺からいろいろ認識、イベントに対する意識の温度差のようなものから改善されるものもあるのではないかなというふうに思われますので、再度お伺いしたいと思えます。

それから、行事の開催について何点か具体的に方向性を示していただきました。団体で行うものは団体同士でやっていただくのがいいというようなものもあります。もちろんそのように考えているところもありますが、例えば文化祭、芸能祭一つとってみますと、お互いにそういう文化団体というのがあります。その中でいろいろと話し合いを持ちながら3年をめぐりに一つの団体にすべく努力をしているところなのですが、なかなか会場の関係ですとかお客さんを運ぶものだとかなんかというところでちょっと課題も見え始めております。また、教育委員会として全町民から作品を募集したり、芸能の発表を募集したりする部分もあります。その辺の兼ね合いから見てやはり団体だけがやるというのではなくて、行政としてかかわる部分も実際としてあるわけですから、団体にお任せということだけでは済まないのではないかな、そのように思います。

それから、聞くところによりますと、次の行事の中では出初め式、消防団の訓練なんかにおきまして網走市の例なんかを聞いてみますと、卯原内地区、呼人地区、分団が第1、第2、第3というような形であるようなのですが、それも1カ所に集まって合同の訓練をしているという実態だそうです。そういったことから見て今後いろいろと十分に検討する必要があるし、でき得れば同時開催がいろいろな同じ町内の同じ目的とする団体ですから、同時開催が望ましい、そのように考えるところでもありますので、今後の課題にしていきたいと思えます。

いずれにしても、具体的な行事を挙げていきますと限りなくあります。青少年関係の表彰なんかは青少年健全育成協議会ですか、そういった中でやっている部分もありますが、東藻琴地域については十分認識していないところなのですけども、そういったものが両方にあるのであればやはり大空町としてやるべきであると思われましますし、もしないのであれば旧東藻琴地域も含めた中でこういったものを考えていってはいかがかと、そのように考えるところでもあります。

中には社会福祉協議会のように合併と同時に一本化しながら、これから行われるであろうふれあい広場のようなものは同時に開催される予定なのだそうです。やはりできるところ、できないところいろいろありますが、今町長の答弁にあったように、行政として携わらない方がいいものというのは僕は極端に少ないと思うのです。やはり指導という面でのかかわりを十分に認識しながらかかわっていただきたい。それが将来的に大空町として融合、融和のとれた地域として発展することにつながるであろうというふうに考えるところでもあります。なかなか当初は一緒になる、一本化してしまうといういろいろ不便な点が多くあることはこれは十分考えられることなのですが、

やはりそれは住民ともども決定した合併でありますから、その辺のことも十分理解をしていただけるよう、その説明もあわせてやっていくことによって将来いい形になるのではないかというふうに考えますので、この点もあわせてお答えをいただきたいと思います。

それから、農業関係なのですが……

(何事か言う声あり)

はい、失礼しました。

◇議 長 町長。

◇町 長 まず、イベント等について職員の意識の差があるのではないかと、私はそんなふうには思っておりません。先ほどもイベントのところで申し上げましたけれども、イベントを地域こぞって盛り上げていくということについては参加をする人、そしてそれをまた見て応援をしたりなんかする人、そして裏方を支える人と、こういう方々がいて祭りというかイベントというのは大きく盛り上がっていくものだろうというふうに思っております。そのかわり方というものはいろいろありまして、必ずしも職員として裏方だけではなくて例えばノンキーランドふるさとまつりのロール転がしに出場するだとか、めまんべつ観光夏まつりのドラゴンボート競技会に出場するという、そういう形での祭りの盛り上げ方というものもあるように思いますし、またその会場に来て家族と一緒に楽しくていただくということもその祭りを盛り上げる一端ではないかなというふうに思います。そういった意味からいえば、観光夏まつり等については私も見る側でどちらかというに参加をさせていただいたというふうに思っておりますし、ノンキーランドふるさとまつりにおいては参加者の一人として頑張ってきたというふうにも思います。また、職員に対してはイベントが終わります都度といえましょうか、大きなイベントがあった後には必ず私の方からそういうような向きの話向きを一人一人というわけにはいきませんので、今ですと、メールという手段を使っておりますけれども、そういうことで職員の労をねぎらっているつもりでもあります。そういった意味でその表面のところで見える方だけということはそのイベントが行われていることではないということをご理解いただきたいというふうに思いますし、新しい町になって新しいイベントなのだという意味で職員も何とかそれを盛り上げていこうという気持ちになって携わってくれているというふうに思っておりますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

また、行事の統合等については私は先ほど答弁の中で事業主体である団体等の意向を尊重するということは申し上げましたけれども、行政としてかかわらないとかどうでもいいのだというようなことを申し上げたつもりはございません。いろいろな障害があつてすぐさま統一ができないものでも統一開催が必要なものについては、そういった課題解決に向けて各団体もご尽力いただいているというふうに思いますし、そういった折には行政としてもご相談に乗りますし、その課題解決に向けてにあわせて一緒になって取り組んでまいりたいというふうに思います。そんな中で例えば例を出されましたけれども、文化団体の統合等も含めて3年をめどにというような一定の日限を

決めての取り組みということは大変私評価できる取り組みでないかなというふうに思いますので、そういったときに行政としてもご相談に応じながら一緒になって悩んでいくということが必要ではないかと。ただ、その部分をはっきりしておきませんと事業主体はどちらにあるのだと、押しつけるのかと、片ややり過ぎますとそういうことにもつながってこないとも限らないというようなことで、やはり団体の方々が持つ意向というものは大切にしていかなければならないという意味で申し上げたつもりでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

それから、出初め式等については網走では統合と、合同で訓練をしているというような話を伺いましたけれども、私の方に入っております答弁の説明の内容等では、網走は分団ごとに分かれておりまして、出初め式においては分団ごとで実施と。当然合同で訓練を行うということも中にはあるのかもしれませんが、そういった行事については別々に実施をしているというふうに伺ってございます。大空町においても女満別消防団と東藻琴消防団の合同による訓練というものはもちろん実施をされておりますけれども、式典というような流れの中での出初め式については今年度については別々に開催をするという流れになっているということでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

大空町における社会福祉協議会、一本化になりまして大空町社会福祉協議会となりました。団体としては大空町社会福祉協議会一本になりましたけれども、女満別地域では9月17日にふれあい広場が実施されております。そして、東藻琴地域では10月8日に実施される予定ということで分離開催というふうな形になってございます。これは、団体として一つにはなったということでもありますけれども、ふれあい広場を構成するほかのいろいろななかかわりのある団体等そういったような意向もあったのか、さらには会場の都合だとか、そういうこともあったのかというふうなことで今回は分離開催ということになってございますので、そういった部分については今後団体とどのような形が望ましいのかということについては相談をしながら進めていくことも必要ではないかというふうに思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

また、青少年の健全育成にかかわる顕彰等については教育委員会の方からご答弁を申し上げさせていただきたいと思います。

◇議 長 教育長。

◇教 育 長 関連のところについて答弁をさせていただきたいと思います。

前段町長の方からも答弁ありました文化展、芸能祭につきましては、女満別地域が11月3日から5日、東藻琴地域が3、4日ということでこの辺は時期的なものは統一してやろうということになったようでありまして、その両地区間をバスをピストンで動かしてそれぞれの地域の文化展を両地区の町民の方々が見れるように配慮をしたいということを考えてございます。それから、芸能祭につきましては、女満別地域が11月26日、東藻琴地域が12月3日ということで、それは会場等の関係で今後将来は一つにしていくのだけれども、今年度についてはそういう形でというように聞いております。

それから、青少年の健全育成の表彰関係ですが、東藻琴地区ではこれまで行っておりませんでした。今年度につきましては全町の青少年を対象にそういう形で統一して顕彰していくと、こういうような方向で今のところ考えてございますので、ご理解をいただきたいと思います。

◇議 長 7番、坂本一光議員。

◇坂本議員 私の聞き及んだところで大分違うところもあったようですけれども、基本的にはこれから先に多分出てくるであろう職員の適正数とかというものも当然絡んでくるところでもありますので、やはりでき得るところは統一して行うという努力をこれから進めていってまいりたい、そのように考えるところでもありますので、なるべく早く将来はどういう形になるのですよというものを何かの機会に示していただけることを強く望みたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

◇議 長 町長。

◇町 長 町主催の事業、また団体主催の事業にかかわらずそういう方向性、またさらにはその時間的なものというものを示してというようなご意向というか、ご質問だったかと思います。私も同様に考えておりますので、そういった中で一つの目標を、統一開催というものが望ましいということであれば、それに向けて目標というものを定めながらご相談をさせていただく、また内部の事務事業を進めるということに邁進してまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

◇議 長 7番、坂本一光議員。

◇坂本議員 2番目、農政についてお尋ねいたします。

1度答弁いただきました。この政策自体が大きな変換であるにもかかわらず余りにもその実施、施行といいますか、その時間的なものなのですが、早過ぎることもありまして、なかなか一般農業従事者には理解が難しい中進められているというのが現状であります。その中で各関係する機関がいろんなところで勉強会も頻繁に開かれているところなのではありますが、やはり一番情報の入ってきやすいところ、それは行政であるのではなかろうか、農水省の一つの意向で決まってくるわけですから。それと、それに付随して中央会あたりから農協にも来るでしょうし、それぞれの上部団体、農業会議から農業委員会にというようないろんな方面から入ってはきているのですが、それぞれの分野だけ、関係するところだけということではないのでしょうか。第1回目の定例会にも質問しましたが、果たして認定農業者としてなり得るかどうかという部分でかなりの十数件でしたか、これからそういう網の目からこぼれることなく何とかすくう方法を今準備しているというような答弁もいただいたところなのですが、それにしてもいろいろと不安な部分というのはなかなか取り

除けないのが実態なのです。ですから、地域に帰ってだれに聞けばいいのかということになりましてもなかなか的確な指導助言をする方がいないというのも現実でありますから、いろんなところから求めれば情報は出るのですけれども、積極的な情報提供というところには至っていないのが今現実にあるわけなのです。そういったところでもう少し農業委員さんですとか農協の役員さん、そういったものに携わっている人は意外と情報早いのですが、なかなか一般の人までは伝わりづらい、伝えるにしても中身がよくわからないということもこの制度には正直言ってあるのですけれども、そういったところを少しでも早く取り除いてあげるのも、やはり行政が中心となった指導体制を組む必要があるのではないかと、その意味でのもう少し連携を密にとっていく方策が今までとれてきたかどうか、その辺についてどうであったかということをお答えいただきたいと思います。

それから、関係団体のワンフロア化なのですが、私19日に、この通告書を出した同日なのですが、今3農協で合併協議が行われております。JAオホーツク、東藻琴、女満別、3農協で進んでいるわけなのですが、その中で重要課題として検討協議を行っている事項という中間報告書がファクスで送られてきておりました。その中で営農センター構想についてということがたまたま書かれておりました。農業関係養成機関等を含め組合員の営農に関する業務を1カ所に集約する営農センター構想について今後協議することとしているというふうに書かれているのです。括弧書きで、ただし行政との調整が必要であるというような一応農協の合併協議の中ではこういった構想も含まれているようであります。ですから、なかなか役割分担として違うところがあるというような、ですからちょっと時間もかかるし、簡単にはいかないというような今現在町長のお考えでしたようですが、実際はそうでない、そういった形が望ましいのではないかとこの考え方もあるのも事実ですから、これはやはりお互いの気持ちを尊重しながらこれも含めて取り組んでいただけるようにしていただきたい、そのように思いますので、その考え方についてお答えいただきたいと思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 昨今の国の施策というのは、すべて法律が決まったといいながら内容詳細がわかり得ないと、末端で非常に困惑をするのは市町村の職員であつたり、さらに住民の方であつたりということが多いのではないかと、そんな実感をしてございます。そういった意味から、今回の農政の大改革について十分連携がとれてきたかということでもありますけれども、これについてはこれだけ大きな改革の時期であります。片や行政、それから農業団体である農業協同組合、農業委員会、さらには道庁、普及センター、いろんな機関がありますけれども、情報を密にしなければ対応できないことでもありますので、これについては十分連携をとっていただいていたと、そんな認識をしてございます。ただ、先ほど言いましたように、法律は決まっても細部がなかなか決まらないという中においては確定しないということで、それを的確に農業者の方々に伝え切れていたかと。これは、伝える側である立場の行政の職員ですとか農業協同組合の農業関係の指導的立場にある職員の人たちが十分自信を持ってないということが説明

を受け取る側の方々にも不安感が募るということにつながっているのではないかと、そんなふうに思います。私自身も過去に役場の職員として農政の担当をしたときにも認定農業者制度が新しくできるということでありました。地域の中で何回か説明会を開催をさせていただいた経験もありましたけれども、そのときもやはり確定ではないという中で説明をするその難しさというものを感じていた部分があります。そういった意味では、何回どのようなことで説明をしても確定をしない限りにおいては農業者の方々の不安というものはぬぐい切れないものだというふうに思いますけれども、そういったものについては個別に対応しながらお話を申し上げると、具体的な例を出して相談に乗るということが必要なことだろうというふうに思います。関係機関と連携をとりながらそういうことを進めてまいりたいというふうに思います。具体的な私自身のところでもありますけれども、私の父親もさてどうしたものかということで非常に悩んでいながら役場の職員や、さらには農協の職員の方にいろいろ個別に相談をさせていただきながらどのような方法がいいのかというようなことを悩んでいた部分もあります。私もそれを横で見えておりましたけれども、十分な話とアドバイスというものができませんでしたけれども、そういうような不安をいろんな方々がお持ちなのだという実感は私もわかりますので、そういうことをこれからも重ねて努力してまいりたいというふうに思います。

また、3 J Aの合併の関係でありますけれども、これについては20年の農協合併に向けて合併検討委員会が立ち上がって現在その協議を進めておられるということでもありますけれども、農業センター構想というものについてはお聞きしたことがございません。また、その中に行政サイドもというような話については聞いたことがございませんので、どのようなことをお考えになっているのかというようなことで内容についてはお聞きをしてみたいというふうに思いますけれども、やはり先ほど申しましたように、総合庁舎的にそのところにすべてが集まって独立として決定がその一つの場所でなされるということであれば大きなメリットがあるのではないかとというふうに思いますけれども、単に情報提供だけで決定は別のところであるというようなことになるのであれば果たして十分に機能するのかどうかと。道段階でいいますと、北農中央会のビルと道庁が一緒になってつくと、くっついて一つの事務所に入るのだということであればそれは機能するといいいましょくか、役割として果たせるかもしれませんけれども、特定の部署だけが寄り集まってということになると一体その場所ですべてのことが決定できるのかと。先ほど情報について不確かな部分でなかなか出せないというような、職員はそういう不安を抱えるものだということにいけば、そういう出先の職員だけが集まった中でどのようにご説明といいいましょくか、営農の相談等を受けられるかというようなことでいうと、甚だ疑問の部分もあるのではないかと。ただ、これはまだお話を聞いた段階ではありませんので、そういうことがあるのだとすればぜひお話を聞いて検討してみたいというふうに思います。

(何事か言う声あり)

ただいまメモ届きまして、営農センター構想ということにつきましては網走市農協の発案の話ということで、私どもの東藻琴農協、女満別農協の方からそういった具体的な話については寄せられていないという状況でございますので、ご理解をいただき

たいと思います。

◇議 長 7 番、坂本一光議員。

◇坂本議員 大部分お答えいただきました。ただ、最後の営農センター構想、網走側の提案であります。3農協の合併検討委員会の中の検討事項として上がっているということは、これ中間報告書ですから、検討されているのだなという程度の私も認識だと思います。しかしながら、これは行政の立場としてこういう考え、町長、今現在は難しいであろうと、どこがリーダーシップをとってどこが権限を持ってというようなことまでお考えのようなのですが、やはり機能的に動かしていく、決定も含めた中でそういった機構的な改革といいたししょうか、機構そのものを変えていく中で検討されていく内容のものではないかと思ひますので、こういったものも今後この情報社会ですからばらばらに情報を得て対応するというのではなくて、関係するところで情報を即座に共有できるというものもこれから考えていくべきだろうというふうに考えておりますので、その辺もあわせて今後に向けて検討の課題としていただきたい、そのように申し上げて、終わりたいと思ひます。

◇議 長 町長。

◇町 長 まさに情報社会でございますので、そういった情報を一元的に同じ価値観でもって受け取るということは必要なことではないかというふうに思ひてございます。営農センター構想については、話がありますれば検討させていただきたいと思ひます。

◇坂本議員 終わります。

◇議 長 これにて坂本一光議員の一般質問を終了します。
ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前11時04分

再開 午前11時14分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。
日程第5、一般質問を続けます。
次に、9番、深川昇議員の一般質問を許します。

◇深川議員 私は、2点についてお伺いをしたいと存じます。

まず、1点目については、公債費比率と財政再建の今後の対策について。新聞等ほかの報道によりますと、実質公債費比率が22.7%となっております。今後一般単独事業等の起債制限が厳しくなります25%に近づく危険性があると考えられます。住民も心配しておりますし、財政安定対策の今後についてお聞きをしたいと存じます。

また、それに伴い両地域の事業がおくれるだけではなく、できなくなる可能性もあります。今後について明るい見通しがあるのか、この点についてお聞きをしたいと存じます。

もう一点目については、両地域の公平性についてでございますが、合併をし、半年が過ぎようとしております。両地域の公平性について、現在進行中でもあります。さらに、調整過程にはあると思いますけれども、今までに問題点は出てきていないか。さらに、本所、総合支所とのバランスについて人数的な見た目ではなく、機能的に職員数などのバランスについて教育委員会も含め問題意見等は出てきていないか。さらに、下部団体などの両地域の共有する団体の一本化を進めていると思いますけれども、先ほど前出の議員からも、答弁はありましたけれども、もう少し違った形の中での今後についての考え方をお聞きしたいと思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 深川議員の一般質問にお答えを申し上げたいと思います。

公債費比率と財政再建対策についてということで、財政状況のことについてお尋ねをいただきました。8月30日に自治体の財政健全化を示す新たな指標として、実質公債費比率というものの速報値が新聞等で発表されたわけであります。この背景には、本年度から地方債の発行に関しまして従来許可制であったものが協議制に移行したということから、従来の起債制限比率にかわり地方債の制限に用いる指数として導入をされたものであります。この指数の計算の仕方を簡略に申し上げますと、分母になりますのは標準財政規模でございます。分子にはこれまで起債制限比率にも用いられておりました地方債の元利償還金、それに加えてまして今度新しく加えなければならない数字となりましたのは、簡易水道や下水道事業など特別会計への支払う元利償還金の一般会計からの繰出金、さらには公債費に準ずる債務負担行為に係る経費というものを含めて分子として計算をするものでございます。つまり自治体の、実質的な町全体としての後年度負担の状況というものをあらわすものでございます。この実質公債費比率が18%を超えますと起債の発行に当たって協議制に移行するということではありますけれども、従来同様知事の許可を得る必要が出てまいります。さらに、25%を超えますと一定の起債の発行が制限されるという措置が発動されます。議員がご指摘のとおり、本町の22.7%という数字は高い水準にございまして、網走支庁管内19市町村の中で申しますと5番目に高い数値となっております。18%を超えておりますことから、従前同様北海道知事の許可が必要な状況というようなことになってございます。この要因を分析いたしますと、一般会計における元利償還金と、償還額が高いということももちろんございますけれども、他会計に対する繰出金、さらには債務負担行為というものが過去の事業実績等によりまして多額に上っているということからこういった数字になっているというふうに分析をしております。

今後の見通し、また対策でありますけれども、これは過去に借りた借入金等々の償還によるということでございますので、急激なその変化といいましょうか、数値を下げるということは大変難しいことでございます。具体的には、投資的事業を一切行わ

ないと、借入れを行わないということであればもちろん下がってはいきますけれども、住民生活を考えた中でバランスを考えながら対処しなければならないというふうに思っております。一般会計における償還額というものについては、17年度がピークでございましたので、これ以降下がっていくことになってございます。しかし、特別会計、下水道事業はおおむね事業は完了してございますけれども、簡易水道事業についてはまだ事業実施をしている部分があるというようなことから、そういった部分については今後も償還が発生してくるものというふうに思っておりますし、公債費に準ずる債務負担行為、土地改良事業等に伴うものに関して本年度から新たに負担する、償還が始まったものがございます。そういった意味からいいますと、ここ数年がピークとなりまして、今後減少してはいきますけれども、急激な数値の下げということは期待できない状況にございます。そういった中で今後町として財政運営をしていかなければならないわけでありまして、特定財源の確保を図る、さらには同じ借入れをするのであれば過疎債や合併特例債といった財政措置のあるそういった有利な起債を活用するということももちろん必要ですし、さらには分母となります一般財源をより多く確保していくということもこの数値を下げていくことにつながるのではないかとこのように思います。当然繰上償還等が実施できればそういったことはこの数値を下げる上で有効な手段となりますけれども、その繰上償還に充てる財源等の確保ということもあります。やはり必要なものは計画をある程度持ちながら、その計画に基づいて事業の実施、さらには財政プランとすり合わせをしながらの事業の実施ということが必要ではないかと、そんなふうに考えてございます。当然町民皆さんのご要望もあるということから、そういったものの必要性というようなものを十分検討しながら、財政計画に基づいて運営をしていくということが今後の財政運営の中で、市町村の経営の中で大変重要なことになるのではないかと、そのことをしっかり肝に銘じながら取り扱いをしていきたいというふうに考えてございます。

さらに、両地域の公平性ということについてご質問がございました。大空町の組織機構を立ち上げるために、合併協議の中で組織機構の整備方針として5点を挙げております。一つ目は、住民が利用しやすくわかりやすい、二つ目は住民の声を適正に反映できる組織、三つ目は簡素で効率的な組織、四つ目は指揮命令系統が明確になる組織、五つ目は新たな行政課題に迅速に的確に対応できる組織というようなことを掲げてございました。具体的に役場と総合支所の役割分担でありますけれども、役場においては女満別地域の総合行政、さらに町全体に係る施策調整、そして総括的な管理事務ということが役割になってございまして、総合支所は東藻琴地域に係る管理部門を除く総合行政事務を行うことというふうにしてございます。そんなことを踏まえながら町長部局といたしましては、役場は9課、総合支所は5課の組織体制として人員配置を行ったところであります。合併から6カ月が経過しようとしておりますけれども、実際にはその中で想定していたもの以上の、想定していなかった部分も発生してきているのも現状かというふうに思います。私は、組織機構というものは永久不変なものではないと、やはり行政需要に対応して生き物のようにその時代、その環境に合った中で改編をしていくものだというような認識も持っております。今現場のところからいろいろなそういう事例等も集めながら、それに対応できる行政組織というものを

さらに検討してまいりたいというふうに思っています。住民の方々の公平性ということからいえば、今非常に国レベルでは格差ということが問題になってきております。都市と農村の格差であったり、貧富の格差ということが大きな課題になってきております。私が職員として旧女満別町の役場に採用になったところに、事務所の中に住民に公平か、住民は安全か、住民の利益かというような言葉が掲示してございました。住民に公平かということは、その地域の方々にきちっと安全や利益を提供できるような、そんな組織で対応しなければならないということだろうと思います。量的なものもありますけれども、質的な面も含めて住民の方々に公平に対応していかなければならないということだろうというふうに理解をしております。地域間の格差ということが国全体でも課題になっておりますけれども、それを大空町に引き込まないように十分配慮をしながらこれからの事務運営に当たってまいりたいというふうに考えてございますので、ご理解を賜りたいと思います。

また、下部組織と、先ほどの坂本議員の質問と重なるようなところもございますけれども、やはり団体の意思を尊重しながら将来的に一体化が有効であると、合理的であるというようなことがあるのであれば年限を、日限を区切りながら目標を持ってその統一ということを図っていくのでは必要ではないかというふうに考えてございます。ただ、おのおのその各団体が今まで培ってきた、重ねてきたいろいろな歴史や経緯というものもありますので、各団体の意向というものを尊重することではもちろんでありますけれども、行政もその中にかかわりながらいろんなご相談を受けて同じように悩んでまいりたいというふうに考えてございます。新しい町の中では、新しい団体が過去の団体も含めて今までの成果をしっかりと融合されて、そしてさらに発展につながっていくことが大切なことであろうというふうに考えております。そういった合併の効果というものが図られる体制づくりというものについて、行政も団体の方たちと一緒に相談をさせていただきながら進めてまいりたいというふうに思いますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

以上を申し上げまして、1回目のご答弁とさせていただきます。

◇議 長 9番、深川昇議員。

◇深川議員 公債費比率については、積算の仕方が変わってきたことについてはある程度理解はしておりますけれども、ただ認識の中では債務負担行為のピークがここ一、二年という形の中でとらえていたものですから、若干の取り違い、私の考え違いもあったかとは思いますが、そうしますと大きく減少するのではなく、債務負担行為、旧東藻琴、旧女満別町のそういったピークについてはピーク時は過ぎたと判断をしてよろしいわけですか。

◇議 長 町長。

◇町 長 ご答弁を申し上げたいと思います。

償還につきまして、起債における残高は平成17年度がピークでございました。そ

れ以降減少していくというふうに考えてございます。債務負担行為につきましては、平成18年度から元金の償還が始まったものがございます。現在ではそこがピークになるというふうに思っておりますので、それ以降については減少していくものというふうに考えてございます。これは、あくまでも今後借入金を抑制していくということが前提条件になります。過去旧東藻琴村では平成10年以降、また旧女満別町では平成16年度以降地方債の償還額以内に借入額を抑えるというようなことで未償還元金を減らすと、イコール毎年度の償還額を減らすという努力をしております。そういったことから、起債については17年がピークになり、今後減少していくというふうに考えてございますので、ご理解をいただきたいと思います。ただ、そのことによりまして急激に今現在22.7%が18%を割り切るような形にすぐ1年、2年になるかということについてはまだもう少し時間がかかるというふうに考えてございます。

◇議 長 9番、深川昇議員。

◇深川議員 負担行為と償還のちょっと取り違いがありまして、失礼いたしました。

それでは、極端にパーセンテージが下がるということにはならないかと思いますが、ただ道内含めて30自治体が非常事態宣言を出しているという、さらに24市町においては非常事態と、それから財政破綻に追い込まれるのではないかという、そういった形の中で報道されております。やはり住民目線からいたしますと、そういった報道あるいは媒体を通じてとらえるというのが主でございますので、その辺の不安感についてはそういったものを通じて我々に聞く、あるいは詳しい方にお聞きをするというのが普通であります。ですから、非常に危険性というか、不安を抱いているというのが現状なのです。ですから、合併をして大空町として船出をしまして、今後についてそれが若干でも下がっていくとなれば安心はするのでしょうか、ただ私が題材に挙げております明るい見通しはここ二、三年ではないという判断でよろしいのかどうか、その辺をお聞きしたいと思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 30市町村が財政的な非常事態宣言をし、24市町村がということで、新聞報道にあった部分かと思えます。この件については、各市町村長とも話をいたしましたけれども、その表現の仕方はいろいろであっても各市町村が置かれている財政運営の厳しさということについてあらわした表現ではなかったかというふうに受けとめてございます。住民の方々は、そういった新聞記事等をごらんになって我が町の財政状況はどうなのだろうかと、さらに危ない方向に向かっているのではないかと、最近では夕張市の例なども連日報道されていることから、不安を抱くということもあるかと思えます。8月号の広報に私が原稿を書いております中にも、合併というのは行政の効率を高めて財政基盤を強化するための有効な手段でもあります、ただ合併をしたことだけで財政的に楽になるということではないと、これからが本当の意味の

財政運営の正念場だというようなことも書かせていただきました。ただ、これだけでは具体的なものも十分伝わってはおりませんので、今後予定しております各地域での懇談会等についてもそういう不安の向きがあるということであれば、こういった内容についても題材としながら町の置かれている現状を町民の方々にお伝えをしまいたいというふうに思います。

また、明るい見通しということなのですからけれども、何をもって明るい見通しにするか、その基準がちょっと十分つかみかねてはおりますけれども、確かに合併をしたことによって今後事務の効率化を図る、そういう可能性というものは単独の市町村で運営してきたときよりも広がってきているというふうに私は思っております。そういった意味からいいますと、まだまだ効率化を進められる、そういうところがあるのではないかと、それを来年度以降の予算編成の中にどうやって生かしていくかということだろうというふうに考えてございます。単独の市町村で財政運営をしてきた場合には、これは旧東藻琴村、旧女満別町も同様ではなかったかと思っておりますけれども、そういう効率化の極限近くまで来ていた部分があると、しかし合併をすることによってさらにもう一段階そういったものが進められる可能性というものができてきたのではないかと、そんなふうに考えているところであります。そういったものの実行をしながら町民の皆さんの要望等を考えられるような、そんなまちづくりをしまいたいというふうに考えてございます。ただ、いずれにいたしましても最初に申し上げましたように市町村の財政の運営というのはどこの市町村においても大変厳しい現状がございますので、そういった意味ではしっかりと今回出された数字の意味というものを受けとめて、それに対処した運営に当たっていかなければならないのではないかと、そんなふうに考えてございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

◇議 長 9 番、深川昇議員。

◇深川議員 雑駁に明るい見通しといいましても、とらえ方が財政的に厳しいという、そういった観点からやはり住民目線として見られているわけでございますので、あたかも合併をすると明るい兆しが見えてくるかのようなとらえ方もなきにしもあらずでございますので、その辺のとらえ方はこもごもだとは思っておりますけれども、ただ数字上からあらわれてきます運営についてはどこの自治体についても厳しいのが現状かと思っております。そういった中で今後について合併特例債の取り扱いあるいは活用についてはどのように町としてお考えになられているのか、その辺についてお聞きをしたいと思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 厳しい現実を住民の方に伝えると同時に、新しい町になったときの夢や希望というものも持っていただけるような、そんなまちづくりに努力していかなければならないということを重々承知してございます。そんな中で職員はもちろんでありますけれども、住民の皆さんにご理解をいただけるような、そんな計画的な財政運営を志

していたいというふうに思います。また、その一つとして合併特例債ということも活用の方式としてはあろうかと思えます。これについては、当然同じ起債の中としましては有利な起債になります。その活用の仕方というのは、十分検討しながら有効に活用していく旨を考えてございます。今具体的に計画されているものというようなものについては、ことし光ケーブルの埋設事業に活用させていただくということで予算措置しております以外は具体的な動きにはなっておりませんが、今後総合計画、また建設計画の実施に当たって活用する考え方を持ってございますので、その中で有効な時期にこういったものを使っていく考え方でございます。そういうことでご理解をいただきたいと思います。

◇議 長 9番、深川昇議員。

◇深川議員 考えておられるということで、合併特例債についてはその辺の余り踏み込んだ形の中でお聞きはしないつもりでおりますけれども、できればその総額が幾らになるかということはまだ明確ではないでしょうけれども、その辺をどうかひとつ有効活用していただき、少しでも今後に対します財政運営、それから建設計画に生かしていただきたいと、このように思います。

続きまして、両地域の公平性についてでございますけれども、現在進行中あるいは調整中で、一たんスタートして稼働してからいろんな問題点が出てくる、あるいは調整をしなければならないというところがあるとは思っておりますけれども、前段の質問のとおり、やはりこれは住民にとって一番重要なことでございます。職員数は減っていないわけでございまして、その中で非効率が出てくるということについてはこれはマイナス要因だと思うのです。一番問題なのは、本所と総合支所の問題ですけれども、実際問題として町長までそういった問題点の指摘があったのかどうか、それをお聞きしたいと思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 合併特例債については、合併をしたときの人口規模によってある程度の借入れ可能額というものが明示されております。その範囲の中で、目的も決められておりますので、どういった事業に充てていくかということを考えながら、有効活用を図るべく考えてまいりたいというふうに思っております。しかし、合併特例債といいましても当然町として先ほどの実質公債費比率にはね返る部分もございまして、そういったことも十分検討しながら対応してまいりたいというふうに思います。

また、公平性の関係でありますけれども、実際に動き出してからでなければ正直わからない分野もあるということであります。そういった中では、実際に私の耳に今現在届いておりますのは、やはり東藻琴総合支所の人員が極端に少なくなったのではないかというようなことで、実際の業務の発注だとかそういうようなことで支障がないのかというようなことを5月にまず1点町民の方から言われた経過もございました。実質的には職員数の異動というものにつきましては、東藻琴地域から女満別地域へ異

動が、差し引きますと18人、東藻琴地域から減っている現状にあります。逆に女満別地域では11人ふえているというようなこともあります。しかし、実際の職場の環境でいいますと、正職員が対応するという事で臨時職員等について削減をしている経過にあるというようなこともありますし、また見た目の部分というのは実際の職員数よりもさらに減ったような印象を受けられているのではないかなというふうに思います。と申しますのは、実際には配置されている職員は総合支所内部だけではなくて、保健福祉課がフロックスの方で勤務をしたり、さらには幼稚園、給食センター、高校、乳酪館というようなところにも職員がいるわけでありまして。そういった部分からいうと、見た目は非常に少なくなったという印象を抱いていらっしゃるということだろうというふうに思います。そんなことから、社会福祉協議会等の事務所の移転についてもお願いをした経過がございます。さらに、いろんな打ち合わせだとか出張、外勤というようなことでデスクを離れる場面もあるかと思しますので、そういったようなことが住民の皆さんの不安を募らせる原因になっているのではないかなというふうに思いますけれども、実際に業務の中で大きな支障が出ているというような形では今のところ私に報告されている事例はないというふうに思います。ただ、細かな分野では事務の待ち時間がどうだろうかとか、職員が行っても外勤などをしていて、出張などをしていていないことが多くなったのではないかなというようなことについては寄せられている現状でございます。できる限り限られた職員数の中で今後も行政運営回っていかねばならないというようなことから、ご不便をかけないような、そんな仕組みづくりも含めて組織機構の中に盛り込んで対応できればいいのだがということをお考えながら対応してまいりたいというふうに思います。ご理解をいただきたいとします。

◇議 長 9番、深川昇議員。

◇深川議員 理解はしているつもりでございますが、何せ先ほども申し上げましたけれども、総体的な職員数はほぼ変わらず、ただ行政範囲が広がったとはいえ、内容的には各自自治体で運営をしていたものがそのまま一つになったという形で、確かに効率化からいいますと、個別の業務量が減ったわけではなく、合併に伴いまして業務量についてはふえたと思うのです。ですから、それなりの負担的なものが当然職員の中には出てくる、各課についても出てくるとは思う。その中でやはりもう一歩踏み込んだ形の中で調整なりそういったものに対して時間が相当かかると思いますけれども、右倣えという形の中でやっていけるものばかりであればいいのでしょうかけれども、やはり1足す1が2で、3掛ける2が6という、そういった計算方式では出てこない、現場によってはかなりの調整が要る、そういったところもあると思うのです。それで、総合支所に言いますと、住民意見としてやはり待ち時間が多くなったというのは従来よりは多少聞きます。やはり職員が職場を離れて、いないことも多く見受けられるような気もするわけです。ですから、その辺について特に住民に関すること、福祉に関することについてはその辺の配慮も今後について考えていただきたいと、このように考えますが、手続等については総合支所も本所もほぼ変わらない機能で運営をされてい

るということで住民は理解をしているわけでございますので、その辺についてお伺いをしたいと思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 合併をして業務量がふえたという部分、そういう部分も当然ありますし、逆に減っている部分もあろうかと思います。総体的なバランスを考えながら組織機構については設定をして人員配置をしたつもりではございますけれども、先ほど言いましたように想定していなかったようなところまであるのも事実かと思います。実際に総合支所、さらには役場の窓口も含めて従来と比べてどのような対応になっているかという部分については、適宜検証してまいりたいというふうに思います。組織機構、先ほど私生き物のようにある程度行政需要に基づいて変えていくことも必要だということも申し上げましたけれども、かといいいながら一月単位で動かすというわけにももちろんいかないわけであります。そういった意味から、来年に向けて今後予算編成もあります。その中で事務量がどのようになるかというようなことも含めながら、そういった窓口に寄せられるご意見を真摯に受けとめながら検証してみたいというふうに思っております。決して今のまますべてそのままいくということではなく、定員管理というものをしっかり持ちながら将来の考え方を整理していかなければならないというふうに考えてございます。行革の考え方もまとめなければなりませんし、総合計画をつくっていく上でのそこに伴う財政的なプラン、そこには当然人件費に係る考え方も出てきて、職員数がどの程度必要で、正職員としてどれぐらいの人員でやりくりをしていくかというようなことを総体的に考えていかなければならないこともあろうかと思います。そんな中で住民の方々のご意見を踏まえながら対処してまいりたいというふうに思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

◇議 長 9番、深川昇議員。

◇深川議員 各課あるいは職員個別に対して物を申すという形ではございませんし、ただ各課あるいは職員の管理運営に関しては町の理念にかかっておりますので、さらにそういった問題点というのは下には来やすいのですが、上に上がるという可能性が非常に少ないというのが組織でございます。問題点があってもいわば係長から課長に指摘をするというのは、これはやっぱりなかなか勇気の要ることでしょうし、そういった問題点も個別にはなかなか上がりにくいということは認識をしていただきたい。さらに、両地域の特性もございますので、その辺の見きわめ方についても今までとは違った形の中で町長として考えを持っていただきたいと思うのですが、その辺について認識をお願いしたいと思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 おっしゃるとおりかというふうに思います。しかし、実際には住民の方から

ということではなくて職員レベルからいいますと、私のところにどこの課のどういった対応のために職員が必要かどうかというような話というのはしょっちゅう舞い込んできているのも現実であります。ただ、十分そこに短時間にこたえ切れていないというのも現実であります。先ほど言いましたように、すぐさま機構改革をしたり、人員を1人増員するというようなことの難しさというものも感じてはおりますけれども、課題としていろんなところにそういうものが存在し得るということも承知しているつもりではあります。ただ、それでも十分ではないのではないかなと言われれば、そのとおりの部分もあろうかと思います。より多くの職員が住民の方々の意向や、さらには現場の状況というものをしっかりと把握をしながらそれを解決していく努力というものをトップだけではなくて組織としてしていかなければならないような、そんなことではないかなというふうに思っております。ましてや、言いましたように、合併をして両地域という言葉の持つ意味といいましようか、そういうものもしっかりとかみしめながらといいましようか、自分の気持ちの中に置きながら対応していかなければならないということを私自身ももちろんでありますけれども、職員にも伝えてまいりたいというふうに思います。そういう中で適切な対応を旨として努めてまいりたいというふうに思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

◇議 長 9番、深川昇議員。

◇深川議員 つけ加えますが、これがエゴや個人的なわがままでないことを望んでおきます。さらに、本所、総合支所の形ばかりとらえておりますけれども、最近頻繁に起こっております幼児虐待、そういった等も含めまして教育委員会についてはそういった問題点はないのかどうか、教育長にお聞きしたいと思います。

◇議 長 教育長。

◇教育長 教育委員会の本所は、東藻琴の総合支所の2階に、そしてこちらには女満別教育センターということで3月31日から業務を執行してございます。ご承知のように教育委員会が主体となって展開する行事、イベントも含めて、それとかかわって各種団体が主催する事業、それから会議等が相当数たくさんございます。そういう意味では、職員が本所からセンターに、センターから本所にということで移動はしていますが、教育委員会といたしましては特に社会教育関係については一体になって、本所もセンターの職員も一体になってやらないとできないことがほとんどでございまして、そういう意味のこれまでにない動きというのはございますけれども、現在のところ6カ月たちまして非常にうまく私は動いているのではないかなと、このように観察をしています。それは、多少、初めてのことでですから、こんなこと、あんなことということはあるかと思いますが、それは合併という大きな大事業を教育委員会の職員も一緒になってやっていくという腹構えでいけば、そうしたこともこの1年たつうちには解消されていくのではないかなと。そういう意味では、私としてはほぼよいスタートを切れたなというように認識をしてございますので、ご安心をいただきました。

いなど、このように思います。

◇議 長 9 番、深川昇議員。

◇深川議員 安心する言葉をお聞きしましたので、安心をいたしましたけれども、もう一点の先ほどの共有します下部団体、下部組織の一本化についてですけれども、前出の坂本議員への答弁を聞いておりましたので、ある程度は理解をしたいと、このように思います。ただ、全般的に通じまして、例題として100年の歴史といたしましたら、まだ出発して半年でございます。その辺について、やはり一本化を急ぎ過ぎて先に行つてつまずくよりは、語らいを中心にするという町長の方針にもございますとおり、その辺を深めてもう少し足が地についた運営方法をお願いをしたいと、お願いと言うのもおかしいですけれども、そういったことを深めて先へ進みたいと、このように考えているわけですが、そういったところ今後について町のお考えを最後にお聞きしたいと思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 先ほどの坂本議員のご質問にもお答えしたとおり、基本的には各団体等がお話し合いの中で将来一本化になっていく方がいいというふうなことがあるのであれば、それに向けてお話し合いをしていていただきたい、また行政としてはそういった団体の意向を尊重しながら、そして行政のかかわり方の範疇の中でいろいろ相談に乗らせていただいて一緒になって汗をかいてまいりたいというふうに考えてございます。ただ、団体の意向がすぐ合併をしたいのだけれども、いろんな障害があるというようなことであれば、その障害を取り除く努力を行政としてはしていきたいと。ただ、十分時間をかけてその状況によって話し合いをしたいのだということであれば、まず十分話し合いができる環境を整えるということではないかなというふうに思います。そのスピードというものは、団体によって一律ではなくて多少差があるものというふうには存じておりますけれども、そういう中でその内容によってかかわり方も少し変わってくる部分はあるだろうと、そんなふうに認識をしてございます。しかし、最終的には統合する方が望ましいということであれば、目標年次などを設定をして、そこに向けて歩みを開始していただくということがいいのではないかなと、そんな考え方を持っております。そういったことで団体の意向を基本的に尊重しながら、行政としても一緒に対応してまいりたいというふうに思いますので、ご理解をいただきたいと

◇深川議員 終わります。

◇議 長 これにて深川昇議員の一般質問を終了します。
ここで昼食のため休憩します。
再開は午後1時。

休憩 午前 11 時 58 分

再開 午後 1 時 00 分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 5、一般質問を続けます。

次に、15 番、榎原達也議員の一般質問を許します。

◇榎原議員 それでは、通告書に従って質問させていただきます。今回 19 日の日に議長から余り一般質問する人いないので、してくれと言われて、資料不足で十分質問できませんけれども、ひとつよろしくをお願いします。

まず第 1 に、定住対策について。この対策については、今までいろいろな質問や提言、勉強会などがあったり、また団塊世代の定年を迎えた全国各地で移住定住対策をいろいろ考え、趣向を凝らして発言をしておりますが、なかなかそのこたえはありません。我が大空町には女満別空港があります。空港からの固定資産税、償却資産税、国有資産など交付金、公社有資産など納付金など歳入があります。その一部を大空町に住む人たちが及び住民になった人たちに直接還元してはどうか、お伺いいたします。

2 番目、女満別地区の歩道の舗装について。都市計画が施行され、そんなに年数がたっておりませんが、都市公園だとか公営住宅はさすがに立派につくられております。ところが、町内の歩道の舗装、役場の横のゲートボールセンターの側だとか、元町地区の一部を除いてほとんど 20 年以上前から手をつけていない状態であり、舗装したところも水道工事などで相当傷んでおります。大空町過疎地域自立促進市町村計画の中でも女満別地域では 2 丁目線の 230 メーターのみであります。もう少し町内のインフラ整備に投資してもよいのではないかと思う次第であります。

3 番目、リサイクルセンターについて。女満別地区にあるリサイクルセンターの横にある資源ごみ置き場が日曜日の午後になると満杯になっていることが多いです。このことは、本当に大変喜ばしいことでもありますけれども、もう少し置き場を広く置きやすくしたらどうかお伺いいたします。

以上、第 1 回目の質問といたします。

◇議 長 町長。

◇町 長 榎原議員の一般質問にお答えをしたいと思います。

まず、空港から上がる各種税の使い道ということであります。平成 18 年度の予算ベースでお答えを申し上げたいと思いますけれども、空港に係る固定資産税約 8,000 万円、国有資産等所在市町村交付金、これが約 4,900 万円、航空機燃料譲与税が約 3,300 万円ということで合計 1 億 6,200 万円の税収があるわけがございます。これは、小さな大空町にとりまして貴重な自主財源というふうになってございます。このうち航空機燃料譲与税、これについては分類上一般財源ということではありますけれども、法律によりましてその使途が定められている状況にございます。

それは、騒音対策ですとか、空港を管理している自治体においてはそういったものの整備、さらには関係する上下水道、排水施設、また清掃施設等の整備、道路、河川、公園、消防施設というようなものに用途を限られて使いなさいということになってございます。そういった意味から、今のご提言のあった定住対策に直接的に使うということにはならないかというふうに考えてございます。しかし、税金の用途というものを納税者の方々に納税をしていただく理解の一環として、さらには納税向上のために、一般財源ではありますが、特定目的に特化していくということは納税意識の向上というようなことから考えていかなければならない、検討していかなければならないことではないかというふうにも考えてございます。そういった意味におきましては、他の市町村で税収の何%かをある一定の特定の事業に充てていくというような施策を展開しているところもございます。その中で住民の方々が納めていただいた税金がどのように使われていくかということを明確にしていくというような意味ということでは必要なことではないかなと、そんなふうにも考えているところであります。今後移住対策、さらにそれから一步進んでそういった方々がしっかりと定住されていくというようなこと、町の今後の施策としては非常に重要なことであろうというふうに一方で思っております。そういうものに結びつけられるような取り組みができるかどうか、検討してまいりたいというふうに思っております。しかし、移住関係につきましては、私の考え方ではありますが、最初から助成ありきというような形で誘導するということについてのいささか疑問を感じる部分もございます。そういった中では、その内容というものについては十分検討していかなければならないのではないかというふうに思っておりますので、またご提言をいただければありがたいというふうに思います。

第2点目ではありますが、歩道の整備でございます。大空町全体もありますけれども、ご質問の趣旨は女満別地域の歩道整備のことについてお聞きされているというふうに思いますので、その状況についてまず申し述べたいと思います。女満別地域につきましては、歩道延長が33.18キロメートルでございます。そのうち舗装が完了しているものは25.33キロメートルということで、この数字だけでいいますと76%が舗装済みということでもあります。ちなみに、東藻琴地域では16.95キロメートルの歩道がありまして、そのすべてが舗装済みというような内容になっておりますけれども、これは過去における道路台帳の登載の考え方の相違というものがこういうものに起因しているのではないかというふうに考えてございます。確かに整備率、数字だけ見ますと76%ということでもありますけれども、しかしながら特に市街地区の歩道、道幅が狭く、未舗装のところもございまして、さらには舗装されておりますけれども、地盤の悪化、さらには上下水道の掘り返し等、そういったようなことも起因いたしまして歩道面がでこぼこしているということで、必ずしも安全で快適な交通環境となっていないというふうに認識をしております。従来女満別の地域では、通学路を中心とした歩道整備をここ数年行ってきたてございます。そして、道路の整備ということで考えますと、最近ではバリアフリー化ということが言われております。子供や高齢者、障害者の方々にとって通行可能な、快適な、そういう道路環境を提供しなければならぬ、またいろいろな施設等を結ぶネットワークというものも必要では

ないかというふうに言われております。そんなことを考えますと、道路の整備というのは自動車道と、さらには歩行者や自転車の道路というふうに分けられますけれども、最近では歩行者、自動車道の整備というものが私どもの地域において言えば優先される課題ではないかと、そんなふうに考えてございます。現在大空町にあります計画といたしましては、過疎地域自立促進市町村計画、そして新町の建設計画がございます。その中に歩道の設置と道路交通網のネットワークの整備というような項目がございすけれども、具体的に優先順位を付して事業実施を計画的に進めるというような形のものになってございません。今後新しい総合計画をつくる準備に入っておりますけれども、その中で必要性、さらには財政的な見地からも総合的に判断をして順次整備に当たってまいりたいというふうに考えてございますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

続きまして、3点目、リサイクルセンター横に設置しております資源物置き場の関係でございます。リサイクルセンターは、平成11年の4月に開設をされてございます。そのときに旧女満別町で従来から行っていた空き缶、乾電池に加えてさらに紙、段ボール、瓶、ペットボトル、発泡スチロール等の通常資源物と言われているものの分別回収を行うに至っております。この分別回収により最終処分場の埋め立て量というものが少なくなって、分別収集の効果があらわれているというふうに思います。ご指摘をいただきましたリサイクルセンター横にあります資源置き場でございますけれども、当初11年の4月には箱程度のものを設置してあったわけでありすけれども、それではそこに入れる量というのは非常に限られているということで平成12年に現在の資源置き場、小屋でありますけれども、30平米のものを設置したところでございます。この目的でありますけれども、収集を行っているわけでありすけれども、事情があつて決められた曜日や指定場所に資源物を出せない町民の方々の便宜を図るということを目的に、土曜、日曜、祝日もしくは平日の施設が閉鎖されている時間帯に利用するためということで設置をさせていただきました。基本的には個人の方々の資源物の受け入れということを予定しておりましたが、実際には事業を営んでいる方々も含めて持ち込まれている状況を伺っております。事業の行われている方々、大変一回に出る資源物という量も多うございますので、そういった方々がその時期にたくさん持ち込まれるということは、施設は幾らあっても足りないということでありす。本来事業系の廃棄物については、事業者の方々の中で処理をしていただくということが基本ではありますけれども、従来旧女満別町においてはそういった部分も上乗せの収集料金をいただいて回収をしていたという例にのっとり、現在資源物等についても収集を行っているところであります。そういった方々の部分が減ることができれば、現在の小屋のスペースの中で十分対応は可能というふうに考えてございますので、事業系の方々について通常の時間帯、平日の施設があいている時間帯に搬入をお願いをするということを中心に対応してまいりたいというふうに思います。ごみ有料化が行われましてから新たにさまざまな課題が出てまいっております。町中のごみの散乱ですとか、袋の大きさ、生ごみの対策、分別の徹底というようなことがあります。分別の徹底は、資源物の増加にもつながりますし、片方で戸別回収の必要性というようなことについても課題を投げかけております。そういったごみ、資源物、全体のこ

とを総体的な中で解決に向けて対応してまいりたいというふうに思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上を申し上げまして、1回目のご答弁とさせていただきます。

◇議 長 15番、樫原達也議員。

◇樫原議員 それでは、定住対策についてもう少し詳しく質問したいと思います。

今回せっかくこのようにたくさんの説明員が参加しているので、ひとつ説明員の方にもちょっと聞きたいと思います。

大空町の長所だとか自慢するということは、行政としてはどこでしょうか、ちょっと説明していただけますか。

◇議 長 町長。

◇町 長 町の誇りの持てるところということで、数を挙げれば星の数ほどあるのではないかなと思いますけれども、答弁の時間も限られておりますので、何点かに絞って、まず一つは、ご提言のありました空港があつて首都圏と非常に近い時間距離で結ばれているということが1点挙げられるかと思います。さらには、この大きな面積の中に500戸の農家の方々が1万3,500ヘクタールの農地を耕して、そして営農してくださっている、そこから150億円に及ぶ農業総生産額が上がり、藻琴山の山ろく地域では日本のスイスではないかと、さらに女満別丘陵地帯においては南フランスの地域ではないかと言われるような、そういった雄大な自然環境があるということであります。言えば都会に近いということではありますけれども、都会とはまた正反対のそういう住環境といいましょうか、環境が繰り広げられているということではないかなというふうに考えてございます。そういったものを地域の資源として活用しながらまちづくりを進めていくということが私どもに課せられた役割の一つではないかと、そんなふうにも考えているところでございます。

◇議 長 15番、樫原達也議員。

◇樫原議員 十分にわかりました。そのように道東のどこの地域も大体自然がたくさん多く、水がきれいだとか、空気もきれいだとか、それから夜空が非常にきれいだとか、そういうことはこの地域どこでも多いわけです。そして、土地も十分安いということで、そういうPRはこの道東の地域はどこもしているわけなのですけれども、いま一つ飛行機を利用するということに一つのポイントを置いて、これは他の市町村にないことなので、何とか魅力ある政策として、これは全国的にもやっているところといったらほとんどないので、紋別は利用促進のために助成しているということなのです。それから、石川県の能登空港というところがあるのです。これは、東京までは2便しか飛んでいないと。そこではどうしているかということ、1回乗ったら1,500円助成しているそうです。半券を持ってきたら1,500円を上げますよと。

観光客の場合も同じように1,500円、往復で3,000円上げていますよと。それから、里帰りの人たちはどういうふうにいるかというと、帰ってきたときに家に泊まった場合は1,500円はやらないのだけれども、旅館に泊まった場合は1,500円を上げましょうというふうになっているそうです。それから、能登空港は県空港で、大体県から収入が4,000万円ぐらい入っているそうです。その中でそういう政策を聞くとよるとそれもやはり促進のためにやっているということなのですけれども、女満別の収入はそれに比べればはるかに大きな収入であります。その中の一部、1,000万円か2,000万円かわからないですけれども、そういう財源を使うことによって女満別に住んでみようかなと、北見や小清水だとかそういうところに住むのでなくて、飛行場まで大体車で5分か10分で行けると、東藻琴地域に住んでも15分かそこらで行けると、そういう空港であるということになってくると、住んでみたら1年に1回ぐらい里帰りできるかなと。今回エア・ドゥでは8,600円で行けると、そこから1,500円引くと7,100円で東京まで行けると。今日本航空で札幌までの便、その日に行くと1万9,700円取られるのです。何でこんなに高いのかなというふうに思うぐらいで。そのようにやはり何かポイントを置くことによって女満別に住んでみようかなというふうに思う人、これは一つであって、いろいろな施策を重ねた中の一つなので、これがすべてではないと思いますけれども、こういうことによって新聞紙上に女満別では助成しているのだ、では大空町に住んでみようかというふうな人が一人でも多くなるのではないだろうかというふうに思っているのですけれども、いかがでしょうか。

◇議 長 町長。

◇町 長 紋別空港、また能登空港の利用促進に対する地域自治体の助成というところから、我が町もというようなご提言であったかというふうに思いますけれども、私は航空運賃の助成というところで今考えることは必要ないのではないかなというふうに思っております。確かに話題性とすればそういうものというのは取り上げられやすいことかと思いますが、実際にそのことによって乗降客が伸びる、さらには移住の引き金、誘導要因になるというふうには私はちょっと判断できないというふうに思っております。それよりも、例えば今回2月から北海道国際航空が乗り入れを開始して、現実的には航空運賃というものが少し下がり傾向になってきてございます。期間限定で、すべてではありませんけれども、8,600円というような格安な運賃も出てきたわけでありまして。そういった価格については、やはり競争原理の中で民間の方々のご努力に負うところが必要ではないかなというふうに考えてございます。ただ、先ほどから言いましたように、税金でお納めいただいた部分、そういったものを特化しながら活用してその地域の財産のことについて理解をいただくというようなことについては、これは十分検討に値することではないかなというふうに思っております。先ほど申し述べました1億6,000万円に及ぶ一般財源、限られた財源の中で財政運営を行っておりますので、非常に貴重な財源であります。そういったものの有効な活用手段として、どのように定住対策もしくは移住関係の方々の予算に振り向けて

いくことができるかということを考えていかなければならないことではないかというふうに思います。そういった意味で空港の魅力アップ、さらには空港に関係するような地域の魅力アップというものを促していく、誘導していくような、そういうようなところに自治体とすれば意を払って取り組んでいくべきではないかと、そんなふうに考えてございますので、ご理解をいただきたいと思います。

◇議 長 16番、榎原達也議員。

◇榎原議員 そういうふうに答弁はされるのですけれども、団塊時代の人たちはもう間もなく定年を迎え、どこに住もうかなと、しょっちゅう私のところにも訪ねてくるわけなのですけれども、なかなか見て回っても観光目的みたいな感じですぐ帰ってしまうのです。旅行するのはいいけれども、定住するのはどうかなという感じで大体帰ってしまう人が多いのです。だから、その中で例えば住んでもらうと、居住用の家を建てていただくということになると、土地を買って家建てたら固定資産税が大体10万円から15万円ぐらい年間支払うのではないだろうか。これが例えば10件なり100件来ると相当な財源に、これは十分に使える財源。だから、そういう収入から貴重な財源でとくにほかの方にその収入は使っているよと。だから、そちらの方に向けるお金はないというのはよくわかるのだけれども、その中の大した1,000万円ばかり、そこらぐらいのお金ぐらい使ってそういうPRすることによって私は、女満別に行ってみようかと、住んでみようかというふうになるのではないだろうか、そして固定資産税の収入が結構、先ほど言ったように100人家を建てることによってそれが地元の建設業者なりなんなりも相当潤うのではないだろうかというふうに思っているわけです。ぜひそういうことも一環として考えていただきたいなというふうに思っているのですけれども、いかがでしょうか。

◇議 長 先ほど、訂正、議席番号、失礼いたしました、15番です。
町長。

◇町 長 おっしゃることはわかります。例えば移住する、またそれが定住につながっていくと、その中で町に対する税収だとかそういったものも伸びてくるということ、そのことを決して否定しているわけではないのですけれども、ご意見、ご提言としてあった航空券の例えば1,500円の割引ということにいけば、そのことはそういった効果を私は生み出さないのではないかというふうに考えているということで、それ以外のいろんな考え方まだほかたくさんあるかと思います。そういったところに向けて誘導方策として対策を講じていくということは、これは必要なことではないかと。一般の方々といいたし、町民の個々のことではありませんけれども、企業誘致などにおいても企業誘致をなし得たある一定の業者の方々については、かかる固定資産税相当分を補助金で出すというような政策も例えば片方ずつっている部分もございます。そういうようなことからいけば、個人においてもそういう誘導方策みたいなものはこれは検討に十分値すると思いますけれども、航空券の割引というところは

そこにつながらないのではないのかなと、私はそんなふうに思っているということでございます。ただ、定住といいましょうか、移住の関係についても質問の方が及んでおりますけれども、そういったものについては町だけで考えていくということではなくて、多くの方々にお知恵をいただきながら地域としての受け皿をしっかりとつくっていく中でそういったご議論もしていただいくことがいいのではないかなというふうに考えてございますので、ご理解を賜りたいと思います。

◇議 長 15番、榎原達也議員。

◇榎原議員 空港の方の話はこのくらいにして、次に女満別地区の歩道の舗装についてということで質問したいと思います。

先ほど76%舗装されているのですよというふうに言われました。でも、市街地の西通りの裏通りなんて開村以来舗装もされていないし、今も土が見えている状態なのです。もう少し町の中の歩道を舗装していただきたいなというふうに思っております。

それと、また最近高齢者が電動式の車いすだとか、電動カーなどに乗っている人が歩道を通らず車道を通っているのを時々見ます。そういうことは、10年前にはほとんど見られなかったようなことなのですけれども、ますます高齢化社会に向けてこのような人たちがふえるのではないかと考えております。ぜひ早急にこれからの計画に対して順次整備していくことを希望する次第であります。

それと、自立促進計画書の中なののですけれども、その中でも町の中は何カ所しかないのですけれども、17年から21年までであるのですけれども、後段の方に書いてあるのだ。今度やるときには前の方に書いていただきたいなと、そういうことでひとつ。

◇議 長 町長。

◇町 長 昨日も埼玉県の方で散歩をしていた園児の列に自動車が突っ込んで2人が死亡と、さらに重体の子供が3人もいるというような情報があります。現場をテレビで報道しておりましたけれども、当然歩道もない、さらには歩くスペースもないような小さな路地の中で起きた事故ということであります。そういった現場を見ますと、先ほど申しましたとおり、子供たちや、さらには今高齢者の方がふえてきていろいろな通行手段がありますけれども、また障害を持つ方々、そういった方々の歩行環境に適しているというところではないところがたくさん随所にあるということは認識をしているところであります。しかし、順次というようなご意見がついておりましたので、そういう気持ちを持って対処していきたいということではありますけれども、それをどのような順番でやるかということで新しい総合計画の中にきちっと反映をしていきたいというふうに考えてございます。決してそういったことが不必要だというふうに考えているわけではありませんけれども、その優先順位というものはどこからか順番にでしかできないことでもありますので、そのことに町民の方々の理解をいただけるような対処をとりながら進めていくということが必要ではないかというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

私も町の中を歩くことがよくありますけれども、これは女満別の地域や東藻琴の地域に限らずどちらの地域もここに歩道があったらなというふうに思いながら歩いている現実もございます。そういった意味では、その必要性というものについて十分認識をしているつもりでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

◇議 長 15番、樫原達也議員。

◇樫原議員 道路整備は、社会資本の基礎なので、ひとつじっくりやっていただきたいと思っております。

次に、リサイクルセンターの横の資源ごみ置き場のことでありますけれども、本当に日曜日の午後に行くと段ボールをどこに置いたらいいのだろうか、ペットボトルもどこに置いたらいいのだろうか、というような状態なのです。プラスチックのごみでもなんでもごちゃごちゃで本当に大変なので、ああいう状態を見ると、事業所のごみといっても段ボールかな、それから発泡スチロールかな、あと蛍光管のところは割とすいているのですけれども、どういうふうにするのかわからないのだけれども、回収日の日に出しなさいというよりもああいうところに持っていく人の方がだんだんと多くなっていく傾向にあるのでないだろうかというふうに思っているのですけれども、担当者の方に聞いたことはないのですけれども、多分日曜日の午後が資源ごみが一番置いているのでないだろうかというふうに思っております。普通の日、ストックヤードを開放されて十分にいつでも行って置けるのですけれども、日曜日のストックヤードの開放なんかも検討してもいいのではないだろうかというふうに思っているのですけれども、いかがでしょうか。

◇議 長 町長。

◇町 長 回収日以外に出す方もふえてきているというような報告は、私も受けております。そういったようなことから、先ほど申しましたように、分別の徹底を図るとか、さらにはそういったニーズにおこたえするというようなことから、例えば戸別回収ということも検討材料の一つに上がってきていることも事実であります。ストックヤードの開放というような今ご提言をいただきましたけれども、私どもでいいますと、平常日に事業系の方々のご理解をいただいてご協力をいただけるならば現在のところでは対応は可能と、今現在はそんなふうに考えてございます。そういったこともありますし、ごみ処理の平準化ということもコストを低く抑えていくために必要なことというふうに考えてございます。一つの曜日に集中しないような形で処理をしていくということも必要ではないかと、そんな意味からも土日、祝日等に大量にということではできれば避けたいというふうな考え方を持っておりますので、今その時期ではまだないと、まずはご協力をいただいて現在の資源物置き場の容量で対応することを考えてまいりたいというふうに思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

◇議 長 15番、樫原達也議員。

◇**桎原議員** 今の対応でいいと思いますけれども、本当に行ったことあるかどうかわからないのだけれども、日曜日の午後4時、5時、6時といったら本当に大変なごみです。次の日担当者に聞くと、一人で整理しているというので、大変だなというふうに思っているのですけれども、やはり途中で整理するか何かしないと、人口だんだん減っていくのならいいけれども、だんだん何とか人口ふやそうとしている段階でああいうような状態はいかなものかなというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

◇**議 長** 町長。

◇**町 長** 私も家内に頼まれて持っていったことはございますけれども、それが日曜日の夕方ではなかったように思います。しかし、担当者から報告も受けておりますけれども、まずそういった前段の申し込むルールというものをきちんと皆さんにご理解をいただくということが先決ではないかと。器の方を広げるということ为例え行っただとしても、結果的にまたすぐそこに見合うだけの量ということになるのではないかと、そんな心配を片方でしております。まずは、多くの皆さんにご理解をいただいて通常日に搬入をしていただくということに努力をしてまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

◇**桎原議員** 終わります。

◇**議 長** これにて桎原達也議員の一般質問を終了します。
ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後 1時38分
再開 午後 1時48分

◇**議 長** 休憩前に引き続き会議を開きます。
日程第5、一般質問を続けます。
次に、12番、小島一弘議員の一般質問を許します。

◇**小島議員** 第2回大空町議会の定例会に当たりまして、通告に従いまして、質問をさせていただきますと、このように思っております。何分長時間にわたる一般質問でございまして、大変お疲れだと思いますが、いましばらくの間ご辛抱のほどよろしくお願いをいたしますと、このように思っております。

私は、3点にわたって一般質問をさせていただきたいと思っております。まず、第1点として、いじめ問題などと教育現場の対応についてということでございます。このことにつきましては、いじめ問題いろいろあるわけでありまして、大空町の町内の小中学校においてこういう問題が顕在化し始めているというような話もあるいろいろな形で聞こえてくるわけでありまして、このことについて実態把握が十分できて

いるかどうか、教育委員会の果たす役割というのは極めて重いと、このように思っているわけでありましたが、このことについてお答えを願いたいと、このように思っている次第であります。

その教育現場の対応について、小さい1番目のいじめということでございますが、2番目といたしまして不登校ということがこの間やはりいろんなケースで散見されていると。女満別にあるのか、東藻琴にもあるのかどうかわかりませんが、大空町内の小学校にそういうケースがたまたま見られると、事例として発生しているというようなことも実は仄聞している次第でありまして、そういうことについてもあわせて実態把握についてお答えをいただきたい、このように考えてございます。このことについては、教育長及び教育委員長から十分なる実態についてのご答弁をいただきたいと、このように考えている次第であります。

2番目として、移住促進と定住対策についてでございます。このことにつきまして、同僚議員の方からも一部触れられたりしておりますが、私の切り口といたしましては、まず第1に、北の大地への移住促進事業、これは道の事業でございますけれども、この事業との連携が密になって進めなければいけない課題だというふうに解釈してございますが、このことについての連携のあり方と同時にあわせて、町長におかれましては4月の末だと思っておりますけれども、ローカルマニフェストを私手に入れたいきさつでございますけれども、あるいは予算提案説明においても町長の基本的な今後のまちづくりの考え方というような観点から述べられている中に、移住対策というのが大きな柱になっているというふうに私なりに理解をしておりますし、滞在型の交流人口の増加対策を進めますというような話も出ておりますし、情報発信と体験的な季節移住など受け入れ態勢の整備を行いますと、このような基本的な立場をとられているということで、私も同意見ではあるわけでありましたが、現時点に立って独自の取り組みというものをこの文言だけではなくて具体的にやっているのかどうか、対策といえますか、取り組みをどうしているのかということについてもご答弁をいただきたい、このように思っております。季節的な体験移住といいますか、お試し移住に関しては私も個人的には大賛成でございますし、いろいろな形で政策議論を担当課ともさせていただいた、こういう経緯がございますので、改めてお答えをいただきたいものだというふうに思っております。

それから、その2番目でございますが、移住希望の受け入れの地域コーディネーターを地元においてどう育成していくかと、こういうことでございます。特にふるさと回帰支援センターが先週の土曜日においてわざわざ、全道5カ所あるのですが、網走管内においては大空町を選んでいただいたと、こういう経緯もございますし、昨年度のお話を伺うと、女満別町時代にはふるさと回帰支援センターが催すフェアその他に町長みずから、あるいは当時の三條課長ですか、担当課長も行ってお話を聞いてきているというようなお話も聞いてございますので、その辺も含めてお考えを願いたいと、このように思う次第であります。

3番目でございます。財政健全化への見通しと基本的な考え方についてということでございます。この点につきましても同僚議員の方からかなり突っ込んだ形でいろんな質問がされておりますので、私の方からはいわば市町村の財政健全度を示す新たな

指標である実質公債費比率についてということで通告の内容を実は指定しておったわけですが、同僚議員の方からある程度の質問が行われたものですから、踏み込んで6月の特別委員会の席上で財政課長の答弁にあった実質公債費比率が17.2%ということでしたから、このことがあらあらのことですという断り書きはもちろんあったわけですが、先ほど同僚議員も指摘しておったように22.7%、言うならば5.5%の差というものなぜ発生したのか、この辺についてもう少し詳しく突っ込んでお答えを願いたいと、こういうふうに思う次第であります。

2番目に、合併特例債の活用についてでございます。これも同僚議員がいろいろ触れてございますけれども、東藻琴と女満別の合併ということの前提に立って当然住民説明会が何度も開かれて理事者側が一生懸命説明を行ったことでございますけれども、言うなら優遇措置なわけであります。この優遇政策があるからこそ言うならば自立の道よりも合併の道が正しいという説明をしたというふうに私なりの聞き方をしておるわけですが、ところが新年度予算を見ますと、お話があったように光ケーブルその他については合併特例債を使っているけれども、その他の事業についてはそういう方向性ではないという現状でございます。何か特段の理由があるのかなというふうに私なりに推測をいたしますので、一般的な活用議論ということではなくて、改めて有利な過疎債との比較検討の上で合併特例債の活用を見送られている、実質的に、一部はもちろん使われているわけですが、その辺についてのお考えを答弁していただければありがたい、このように思います。よろしくお願いいたします。

◇議 長 町長。

◇町 長 小島議員の一般質問についてお答えを申し上げたいと思います。私の方からは、移住促進と定住対策、さらに財政健全化への見通しと基本的な考え方について、まず第1回目のご答弁をさせていただきたいというふうに存じます。

まず、移住促進と定住対策についてでありますけれども、ご質問の中にありました北の大地への移住促進事業というのは北海道が事業主体となって進めている事業でございます。大空町といたしましては、本年5月にその登録市町村ということで手を挙げまして、その事業の中で移住促進を図っていこうという決意をあらわし、その取り組みを進めているところでございます。全道では87市町村、網走支庁管内においては12市町村がこの登録市町村となっております。その登録をされるべき取り組みの実態といいたしましょうか、要件でございますけれども、移住の相談窓口を各市町村にしっかりと明確に責任者の氏名も含めて登録をする、特定をするということが一つ条件としてあるということと、ホームページを立ち上げて、それを北海道のホームページとリンクをさせて移住関連の情報が道と市町村の中で緊密に連携がとれるような、そういう形をとれるということが条件として上がっているわけであります。こういったことで移住の取り組みを進めてございますけれども、現在まで問い合わせ等がありました件数、電話、それから窓口直接お越し、また今の時代ですので、メールなどもございますけれども、3件の問い合わせ等がございました。来年の3月までの事業でありますけれども、北海道の事業にのっとって株式会社JTB北海道が北海道おた

めし暮らしという事業を推進をしてございます。これは、2週間から3カ月間体験滞在をするというようなことで、北海道の各所でそういう受け入れを実施をしていくというものでございます。この事業にのりまして、今月埼玉県から1名の参加者がございました。9月の11日から25日まで2週間滞在をしていったところでございます。私どもとしては、貴重な体験者であるということから、ご本人に関する面談、さらには今後におけるその方を通じての情報収集などもしていきたいというふうに考えているところでございます。

今後といたしましては、やはりさきの土曜日の懇談会でもありましたけれども、地域が誇りを持ってその地域をアピールするということも必要ですし、ふだん行っているふだん着のおもてなしの心というのでしょうか、そういうものをしっかりと地域として持たなければならないと、さらには受け入れをするためのある程度のハード的な施設というものも確保していかなければならないと、そんなふうに考えてございます。そういったハードの面からいいますと、いろんな情報収集をすることはもちろんでありますけれども、持っております公共施設の活用や、さらにはそのほかの住宅関係の活用というものを考えながら受け入れ態勢というものをつくってまいりたいというふうに考えてございます。人口が日本全国でいけば減少する時代になってまいりました。とりわけ過疎地域と言われて久しいこういった地域においては、単純に人口増ということにはつながらないわけであります。そういった中で地域の活性化を図っていくためには、日本全国をまたにかけて動いている、そういう交流人口の方々の移住、さらに一歩踏み込んで定住というものを目標にして取り組みを進めていきたいというふうに考えてございます。そのためには、行政だけで行っていくということには限界がございますので、町内の関係する方々、さらには町外も含めてになろうかと思っておりますけれども、そういう受け皿を総合的に検討していくための組織化というものを考えてまいりたいというふうに思います。そういった中で優遇措置ですとか、その対応というものができていけばいいのではないかと、そんなふうに考えてございます。そういった意味から、地域の中核となる中には、先日の回帰支援センターの懇談会でもありましたような民間の方々のコーディネーターの育成というものは必要不可欠ではないかというふうに考えてございます。そういった方々を先ほど言いました組織化の中にかくに組み入れてといいましょうか、入っていただきながら地域を挙げての活動になるかということが課題の一つだということで、まずその組織づくりということに全力を挙げていきたいというふうに思います。その中で各種事業の展開を十分検討させていただきたいというふうに思います。昨年北海道がこの事業を取り組みし始めましてから、ことしになりますけれども、1月の末に東京でありました、これはフェアではなくてセミナーの方ですけれども、セミナーに職員を参加をさせて、都会の方々がどのような今意向で地方に視点を向けているかということの勉強会に参加をさせていただいたり、私自身も別な用務もありましたので、当日セミナー自体には参加できませんでしたが、夜の交流会等でいろんな方々と懇談をさせていただく機会を得ました。そういうことを受けとめながらしっかりとした地域の受け皿づくりというものに邁進をしまいたいというふうに思っておりますので、これからもご指導賜りますようお願いを申し上げます。

2点目の財政健全化への見通しと基本的な考え方ということで、第1回の定例会の中に予算審査特別委員会におきまして財政課長の方から実質公債費比率17.2%という形で答弁をさせていただきました。最終的にはその年度の決算を待って、財政状況調査、俗に決算統計と言われておりますけれども、そういったものの提出が義務づけられております。その中で各種決算の数値を積み上げた結果、22.7%ということで5.5%の開きが生じてございます。この理由でありますけれども、当初4月の時点、この段階でまず年度当初の財政状況のヒアリングと、それは18年度の財政状況を主に精査するものでありますけれども、17年度の決算の部分についても触れる部分がございます。その中で初めて実質公債費比率というもののについての数字を求められました。しかし、その時点では通常の起債の償還の額と、さらには債務負担行為における利子補給に係る分ということが明示されておりましたので、その部分について報告をさせていただいたと、その結果が17.2%という数字でございました。その後いろいろな通知を含めてこういうものも含めるようにと、ああいうものも含めるようにという中で実際最終的には先ほど前述の一般質問でお答えをしましたように地方債の元利償還金、さらには特別会計における元利償還金の一般会計からの繰り出し分と、そして公債費に準ずる都市改良事業等に係るような後年度負担の伴う債務負担行為の額というもののまでその分子の計算上に組み入れることということが明示をされて、そういったものを含めると22.7%という数字になったということでございます。そのほかの数字についても若干財政力指数、経常収支比率、4月に出した時点と異なっている部分がありますけれども、そちらの方については今言ったような従前どおりの考え方のものでございましたので、それほど大きな差が出ていなかったというような状況でございます。そういうことでご報告、答弁を申し上げた数字と異なるということについてご理解を賜りたいというふうに思います。

大空町の傾向といたしまして、従前の起債制限比率というものもありましたけれども、それ以外の分、つまり債務負担行為や特別会計の負担に係る比率というものがかなり大きなウェイトを示しているという特徴もでございます。そういう中でありますので、これから安定的な財政運営に心がけていかなければならないと強く思っているところでございます。

また、合併特例債の活用でございますけれども、合併特例債につきましてはご存じのとおり合併後10年間に限って発行できる起債ということで、ハード事業とソフト事業両方に活用ができる仕組みになってございます。ハード事業については、市町村建設計画に基づく道路や公共施設などの整備、ソフト事業については市町村が地域住民の連帯の強化、または合併関係市町村の区域における地域振興のために設ける基金の積み立てに対する分ということでございます。いずれも事業費の95%を借り入れることができ、後年度元利償還金の70%について基準財政需要額に算入され、交付税措置がされるというものでございます。こういったもの、合併時の財政規模、人口等積み上げていきますと、借入額ではハード事業において38億円、ソフト事業については9.6億円の借り入れ可能額が算出をされているところでございます。そういった中でハード事業については、今年度役場庁舎と東藻琴総合庁舎を結びます庁舎間ケーブル敷設工事に対して事業費ベースで約3,200万円、起債ベースで約3,0

00万円を最終的に予定するところでございます。今年度多くの事業にこの合併特例債を充当していないということでもありますけれども、それについては平成18年度の予算編成そのものが旧東藻琴村、旧女満別町という形で編成をし、その合体予算ということになったものによるところもありますし、さらに合併特例債といいながらもすべての万能な事業に充当できるというものではなく、先ほど言いましたように、市町村計画に基づくもの、さらに一体感を出すもの、地域の格差を埋めるものというようなところ限定をされてきています。まして有利などいいながら償還部分も現実3割程度は自腹で返していかなければならない起債になりますので、借金は借金であるということにも変わりないということから、この活用については安易に使うということではなくて、十分その事業の必要性を検討しながら合併特例債の活用というものを考えていかなければならないと、そんなふうに考えておりますことから、18年度についてはそう多くの事業ではなかったということでございます。今後いろんな計画、市町村建設計画はもとより、新しい町の総合計画の中で必要な社会資本の整備と、それがこの合併特例債を活用することが有利であるということであれば憶せず使っていくことも当然検討していかなければならないというふうに考えてございますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上、申し上げまして、1回目のご答弁とさせていただきます。

◇議 長 教育委員長。

◇教育委員会委員長 いじめ、不登校問題に関して大変ご心配をおかけしておりますが、これらにつきましては大変デリケートな問題を含んでおり、個人のプライバシーの保護に十分配慮した対応が肝要と認識しているところでございます。各学校現場におきましては、校長先生を中心に教職員が一丸となり、日ごろの教育活動を通じて心の安心を確保し、心の通い合う指導で対応していくことが大事であると認識しております。

まず、いじめに関しましては、自分より弱い者に対して一方的に身体的、心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じるもので、起こった場所は学校の内外を問わないと定義されております。教育委員会といたしましては、いじめはいかなる事情があろうとも被害者の児童生徒の心情、立場に立って加害者の児童生徒がなぜそのような行為に至ったのかななどを十分把握し、毅然とした態度で指導するよう各学校にお願いしているところであります。いじめが発生した場合には、校内に組織されています生徒指導部が中心となり、学校全体としての指導が徹底されるよう体制を強化して取り組んでおります。また、教育相談機関との連携、保護者、PTAなどの連携協力を含めて総合的にいじめ対策が行えるよう学校全体としての組織的な指導や体制づくりとなるよう常に要請いたしております。

次に、不登校の関係でございますが、不登校は何らかの心理的、身体的、あるいは社会的な要因により児童生徒が登校しない、または登校したくてもできない状態にあり、年間30日以上欠席した者のうち病気や経済的理由によるものを除いた場合と定義されております。学校においては、保護者との連携のもとに要因を的確に把握し、いじめ問題と同様担任、学年及び生徒指導部が中心となって対策委員会などを組織し、

学校全体が一丸となって解決に向かうことが大事であると認識しております。日常的には、常に命のとうとさや他人への思いやりの心を大切にすることに十分配慮した教育活動の展開が必要であります。今後とも各学校の連携を密にしながら、課題に対応してまいりたいと思っております。

具体的な点につきましては、教育長が答弁をいたします。

◇議 長 教育長。

◇教 育 長 それでは、ご質問にありました具体的なことについてご答弁を申し上げたいと思います。

まず初めに、町内の小中学校でのいじめが顕在化しているというようなご質問でございましたが、学校に調査をいたしました結果、町内においてはいじめの事例はないと、今前段委員長がご答弁された中にいじめの定義もございましたが、そういう観点から各学校においてははないという報告をいただいております。ただ、嫌がらせ的な事象、あるいはいたずら的な事象についてはあるということでございます。

それから、2点目の不登校の問題について小学校に発生しているのではないかとということでございましたが、今委員長の不登校の定義にもございましたように、年間30日以上欠席者について不登校というように、これ文部科学省の定義でございますが、なっております。現在のところ小学校においては不登校の実態はございません。ただし、不登校ぎみ、現在休んでいて、欠席をしていて不登校ぎみの児童がいるという報告は学校長の方からいただいております。

それで、そうした事例が発生した場合のそれぞれの学校でどのような対応をしているかということと教育委員会がかかわってどうしているかということについてのご質問ございましたので、その辺についてご答弁を申し上げたいと思います。町内全体としては、幼稚園の園長から町立の東藻琴高等学校まで毎月園長・校長会議を開催いたしております。その中で私の方で毎月の学校経営報告書というのを提出させていただきます。その中の児童生徒の様子という欄の中にそうした問題行動等が発生した場合、記載をして私の方に事前に報告書を提出させることにしてございまして、それを校長会議の最後の情報交流の場面で幼稚園から高校まで冊子にしたものを全員で交流して1校5分から10分スピーチ、説明をさせていただきますが、そうした中で情報を把握し、全体的なことについて園小中高を問わずお互いの学校の様子を知りながらそれぞれの園長、校長が常に学校の中について指導を徹底するというような仕組みに全町的にはまずしてございます。

それから、例えばいじめあるいは嫌がらせ、いたずら等の問題が発生した場合は、委員長の答弁にもありましたように、小学校においては校内生活指導委員会というのを立ち上げます。中学校においては、生徒指導対策委員会というものを立ち上げて学級担任、学年主任、生徒指導部長、校長、教頭が入って即刻対応するようにしてございます。仮に不登校ぎみの生徒が長期間に及ぶようになりましたら、そうした委員会を定例的に開催をして逐一情報交流して対応すると。あるいは、いじめというような事象が長期的に何度も繰り返されるような事象が発生した場合も同じような校内組織

を立ち上げて徹底して指導することにしてございます。その際、学級での集会、学年全部での集会、それから全校生徒に対する集会というようなことをレベルを分けて即対応いたすようにしておりますし、臨時の職員会議を開いて即刻それらの問題が発生した場合に対応するというようなことにもしてございます。現状といたしましては、ただいまのところそういうような実態にあるということで説明をさせていただきます。

◇議 長 12番、小島一弘議員。

◇小島議員 いろいろとご答弁をいただきましたが、答弁の順番とは違って私の通告順に従って、教育委員長並びに教育長さんからご答弁のあったことについて再度質問をさせていただきますと思います。

いろいろとデリケートな問題でありまして、扱いは非常に慎重を要するわけであります。教育委員長さんもそこには言及してございますが、ただ教育長さんのような答弁でいじめや不登校は存在しないと、そういうふうに言い切ってしまうと甚だ問題があるのではないかというふうには私は考えるわけです。というのは、個人情報保護法の絡みで私はこの席上で具体的な事例を挙げて問題提起をするということではできませんが、いろいろ風聞的に言うと、8月の28日に問題が起きて給食が十分食べられない状態になったという事例から始まって、そして校長が知ったのが9月前半、4日ごろだというようなことで、厚生文教常任委員会の方にそういう内容についていろいろあるのであればひとつお知らせをいただきたいという話も実は担当課長といろいろ協議をさせていただいた経緯があるわけです。その際にお答えを随時非公式にいただいたわけでありますけれども、その後13日の保護者会を開くということになって、そして20日に臨時教育委員会が開催されると、この問題が議論になるという話でございましたし、先ほど教育長の一つの事例でございますが、その際に臨時教育委員会の席で19日までには上がってきた校長会議だと思われまますけれども、それぞれの学校報告書をベースにして臨時教育委員会開かれたのでないかと私は推測しているわけです。

私は何を申し上げたいかという、問題が起きたときにそれがいじめであるかどうかという定義問題ではなくて、あるいは現場の対応の未熟さのレベルの問題ではなくて、一にかかって教育委員会がどう対応してその問題について取り組むのかという基本姿勢が知りたいわけであります。やはり子供は大空町の未来を託す存在でありますから、町長も命の大切さだとか安全さだとかいろんなことも言っているわけです。教育長は、それを受けて教育行政の現場をお預かりしているのだらうと思います。とりわけ教育長におかれては、小学校の校長を経験されたまさにプロであります。そのプロが今定義にあることがないことだというふう言い切ってしまうと、若干私は疑問に感ずるのです。その辺を言いにくいこともあると思いますから、具体的なことは避けませんが、実際問題として例えば不登校の問題一つとっても30日を経過しないと不登校だと、それも連続なのか、あるいは途中で一回何とか学校に戻したときにそれはなくなってしまうのか、いろんな解釈の仕方というのは出てくるのだという定義の問題にすりかえては心がないと思うのです、私は。起きるべき事態は、教育委員長が答弁したように、一番そのことによって傷を受けたり、被害的な状況が生まれたときに

一番対策をしなければならないのは子供を中心に考えることです、はっきり申し上げて、学校長の責任問題ではないのですし、教育者の問題ばかりではないのです。だから、いろんな話が学校の情報公開も含めて整理されていないものだから、いろいろ風聞が飛ぶのです。飛んでしまうとやはりおかしいことも起きてきますし、いたずらに問題が大きくなってもまた困る問題もありますから、だけれども教育委員会自体はそれを真摯に受けとめて、たとえ定義上はいじめとは言いがたいということであってもその芽があるのだとすれば、それに対する対策をどうやっていいのか。学校長の報告書だけでいいのですか。教育委員の皆さんに提起するのは、それでよろしいのですか。当該の担任の先生からも聞かなければいけないかもしれない。保護者からも意見を聞かなければいけない。聞けば学校評議員制度などを導入されていると教育長頑張ったと思うのですが、それが果たして機能しているのかどうかと、私はお聞きしたい。長くなりますから一応一たん切って、いじめがない、不登校がないという言い方の中に僕はある種の守りの気持ちを感じるのです。お答え願いたいと思います。

◇議 長 教育長。

◇教 育 長 いじめ問題、それから不登校については北海道教育委員会からの調査も定期的に入ってまいりますし、それは文部科学省の方に上がって全国的な集計になってございます。そうした調査に教育委員会がお答えする場合は、文部科学省、先ほど委員長が申しあげました文部科学省の定義に沿って数値的な報告はいたしております。

それから、それは報告上の事実的な問題ですが、今小島議員が9月19日の学校経営報告書というのをお話しされていましたが、9月19日に届いたのは校長からのそれらに関する報告書でございます。そのものずばりの報告書でございます。

それから、今回ご質問をいただくということで再度学校の方に確認の文書を提出をいたしました。校長の方からもいじめはないと、嫌がらせはあったけれども、いじめはないという報告が入ってございますし、それから不登校の問題につきましても、これ年間30日の欠席です。連続ではございません。年間30日休んだ場合は、それは不登校ということですから、途中で学校に出てくるような場合も当然でございます。それらについても、現在のところ町内の小学校には30日に至る日数の者はいないという報告がございます。ただし、断続的にでも欠席をしている子供がいますので、それらについては校長を通して指導をしてございます。直接教育委員会が、学校教育法28条3項に「校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する」というようになってございまして、校長の権威を超えて教育長は校長の校務掌理権の中にずかずかと立ち入るということはなかなか難しゅうございまして、それは学校の主体性、自立性ということでもあって、あくまでも校長の経営者としてのそうしたものを尊重しながら、時として指導や助言はいたしますけれども、そういう形で校長と教育委員会との関係は成立してございます。今回のことにつきましても校長とは何回も電話、あるいは直接会ったりしてお話を聞いたり指導をしてございますが、教育委員会が直接担任に会ってというようなことは、これは校長の指導の範疇ということで、そこまではまだ行

ってはいません。それから、担任が保護者とは接点を持っているようだけれども、教育委員会が保護者のところに行っているいろいろお話を聞くというようなところまではまだ至っておりません。といいますのは、先ほど言われましたような観点から、学校からはじめがないという報告でありますし、不登校はなく不登校ぎみであるということでもありますので、それ以上の踏み込んだことは今のところしていないというのが実態でございます。

それから、教育委員会としてのかかわりですけれども、先ほどの答弁の中で申し上げましたように、事例報告があった場合、課長あるいは私が校長等と面談をしたりして逐一その都度情報をいただき、そしてその場でできる指導等について、助言等については逐一してございますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

◇議 長 12番、小島一弘議員。

◇小島議員 ないということでの議論をすると先へ進まないのです。では、ある話をしますかなんていうやり方したくないのです。現実の問題として私の調査では、不登校については定義のいかんは問わず、一般常識的ないわゆる不登校については小学校においては6年生、3年生に多くなる、実際にあるという、現実にも相談も受けております。その不登校の原因が担任の教師によるものだという見解を持っている人もいます。これについては、私は価値判断を持ちません、実際に確認したわけではありませんから。しかし、現実の問題としてそういう問題を抱えている子供と保護者がいるということです。そのことに鈍感になってはいけないと思うのです。それは、いろんなケースがありますから、簡単にどれがどうだということは申し上げられないけれども、先ほど教育委員長がまさに整理してお答えいただいたように、一にかかって子供が中心ですよ、その基本原則を貫くという姿勢を私は持っていたきたいと思うわけです。だから、学校評議員制度についてもお聞きしましたが、答弁はいただいております。なおかつ教育委員会でそういうことについては教育基本法その他持ち出されて、それは学校長が最高責任者でしょう。だけれども、少なくともそういうことについての議論を教育委員会でできないことはないわけですよ。客観的な判断。というのは、教育委員会は事と次第によっては教職員の処遇問題も取り扱うのでしょうか。取り扱うのに公正な判断をする材料を持ち合わせていないでやれるのですか。やれないでしょう。その根本を聞いているのです。しっかりお答えを願いたいと思います。

あわせて、町長にこのことについては、まちづくりの基本は人づくりでございますし、大空町の将来を託すのは子供たちでありますから、そういう観点からはどうお考えになっているかもお聞かせ願いたいと思います。

◇議 長 教育長。

◇教育長 一つご答弁が漏れておりました。学校評議員制度についてでございますが、平成16年度からそれぞれ両地区においてスタートをしているように聞いております。

これは、5名ずつ、小さな学校では3名ですが、委嘱をいたしましてさまざまな情報を学校の校長に寄せていただくと。年度の初めと年度の終わりに集まって会を開いて、その中でそれぞれの当該学校の教育の内容等について意見交流をして校長の学校経営に資するというような、そんな役割を持ってございまして、そうした情報の中には今議員が指摘されているような情報も入っているかもしれませんが、逐一それについての、評議員会でこんな内容を知ったというようなことの報告を教育委員会が求めることはしておりませんので、その辺についてはわからないのでありますが、日常的には運動会に來たり、学芸会に來たりして、あるいは参観日を見ていただいたり、さまざまな活動で評議員さんと校長さんとの情報交流はできてございます。

それから、2点目のことでございますが、委員長がご答弁された内容については全く教育委員会としての立場で、それは子供たちの心の痛み、思いやりも含めて、それに立って委員長がご答弁申し上げた次第でありまして、それらは我々事務方も全く同じでございます。そうした観点から、校長に対しては学校の中で担任及び学年主任、生徒指導主任等、仮にいじめが発生した場合いじめられた方、いじめた方を含めてきちっとした対応をすると、そういうように指導を繰り返してやってございます。その辺の基本線は、全く変わってはおられません。

それから、なかなかこれ難しいので、風聞という言葉をお使いになれましたが、私どもが校長から受けた報告書以外に入づての話とかいうことがその真偽というのでしょうか、それらをなかなか確かめることは難しゅうございます。あくまでも校長は職印を押して教育委員会に報告書を出してくださっておりますので、さまざまな事故報告書についてはそれらに基づいて教育委員会としては判断をいたしているところでございます。処分をする権限が教育委員会にあるというご指摘もいただきましたが、その際にも校長からの報告書等を教育委員会議の中で十分に読み合わせをし、審議をし、そしてどういふように対処すべきかということについて協議をして決定するような、そういう運び方をしてございますので、あわせてご理解をいただきたいと思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 私からもということで答弁を求められましたので、答弁になるかどうかあれなのですけれども、考え方ということを少しお話を申し上げたいと思います。

今のご質問、また答弁のやりとりを聞いておりまして、昔私の通っておりました学校の学級でいじめがあったのを何となく思い出しておりました。そのとき担任の先生がクラスじゅう残して、どうしたら新しい学級をつくれるかということについて、担任の先生が泣きながらいろんな話をしていた、そんなことを思い出しております。多分議員も、さらには教育委員会サイドも子供たちのことを一番に考えながらご議論をいただいているものというふうに私は思います。そういった議論、行き違いの部分もあろうかと思いますが、そのことのやはり中心は、議員が言われましたように、子供をその中心に置いたところの議論であればいろんな行き違いも解決されていくものではないかというふうに思います。そこのところを外してしまうと議論が空転をす

るということではないかなと、そんなふうにちょっと今思っておりましたけれども、どちらの議論も子供たちのことを考えて、将来を託す、これは大空町だけではなくてこの地域、また日本全体も含めてこれからの社会の中で頑張っていっていただかなければならない子供たちの行く末を考えていくということが私どもに課せられた問題であり、非常に難しい問題かなと、そんなふうに思っていたところであります。私もまだ小学生おりますけれども、そういった意味ではそういう方面からのいろんな関係する話というのも耳に入ってきていますし、教育長から報告を受ける内容のものもあります。そういった中で、自分自身でもどのように考えて対処するべきかということを思うときもあります。その中では視点をどこに、物事の発想をどこに置いて対処していったらいいかということ念頭に置いて結論を導き出すということを旨としておりますので、この問題についても今言った子供たちの心情を思うときにどういう解決策がいいのかということを考えながら対処していかなければならないのではないかなと、そんなふうに思っております。

ちょっと十分な答弁にはなりませんけれども、そんなことを申し上げておきたいと思います。

◇議 長 12番、小島一弘議員。

◇小島議員 ほかの質問もありますから、余りこれ以上ずっとやるわけには私もういかないのですが、最後に一つだけ、学校長からの報告の中に教師による体罰は存在していないのですか。報告事項にはないのですか。これは、いろんな形で評価されることで、具体的なことについて答えにくかったら、答えなくても結構です。現実の不登校の原因というふうに想定されることもあり得るわけなので、はっきりさせておきます。このことについての見解、これ以上は私質問を続けません。別な場所で具体的にいろいろと調査をさせていただきたいと、個人的には考えております。

◇議 長 教育長。

◇教育長 今の不登校とのかかわりという観点からは、ございません。不登校とそのこととの関連性はございません。

(何事か言う声あり)

体罰は、町内において、ないということはありません。発生してございます。

それから、さっきの答弁の中にちょっと私答弁が不十分だったかなと思うのですが、不登校ぎみの生徒、子供たちに対する学校の対応どうしているかということなのですが、ご承知のように適応指導教室というような形で、学校には来ても教室に入れないというような事態もありまして、それらに対しては学校の中で十分な対応をしておりますので、この点について追加して説明を申し上げたいと思います。

◇議 長 12番、小島一弘議員。

◇小島議員 お答えはいただかなくていいのですが、前段の問題については一応終えて、私は別途に考えたいと思いますが、次に質問の第2番目の移住促進と定住対策についてでございます。このことにつきましては、先ほどお答えを一応いただいたわけがありますけれども、北の大地の移住促進事業が9月の8日ですか、13日の道新に出ていたのですが、道が網走支庁において団塊の世代の北海道の移住促進を進めている云々というようなあれで説明会を網走支庁で開いたと、網走管内の各地から約40人が参加し、意見交換も行われたと、こういう記事を見たわけがありますけれども、当然大空町もここに出席しておられると思いますが、このことについて詳しくお聞かせ願いたいと思います。

同時に、独自の取り組みにつきましては先ほど町長からお答えをいただいたのでありますけれども、一步踏み込んで職員の住宅もいろいろと遊休化している等々を考え合わせた上で、お試し移住的な受け皿としてそういう職員住宅を使ってはどうかと、私もそのように考えて担当課の方と若干意見交換をさせていただいておりますので、その経過についてどういう方針になったのかということについてお聞かせを願いたいと思う次第であります。

以上です。

◇議 長 町長。

◇町 長 まず、9月8日に網走支庁におきまして北の大地への移住戦略ブロック説明会というものが開催されておりますけれども、大空町として参加する予定でありましたけれども、急遽参加できないということになりまして、その当日は欠席ということになってございます。

また、職員住宅の活用ということでございますけれども、これも北海道の北の大地への移住促進事業とあわせておためし暮らし事業というようなものをJTBさんが実施をしておりますけれども、そういった受け皿となるもの、施設がなければなかなか難しいと。当初は大空町で滞在をする場合についてはホテルでどうですかというようなことを申し上げておりましたけれども、それではコストが非常にかかるというようなことで長期滞在には向かないと。そういう中で現在の公共施設の活用や、さらには現在あいている職員住宅をその移住体験希望者用に確保すると。今現在あいておりますので、そういう活用をしようということでとりあえず2戸、そして期間としては入居期間を基本的には3カ月以内ということで設定をした中で活用してみようと。そういうことで私どもの町としては、大空町としてはそういうような施設をもってお試し移住の体験を受け入れてみたいということで手を挙げさせていただいているところでございます。まだ実際には入居ということまで至っておりませんけれども、さらに今後逆に言うと冬の季節、本当に厳しい季節を含めて体感をしていただくということも必要ではないかと、そんなふうにも思っておりますので、そういうところで道の事業、さらには町独自としてのPR活動をして、そこのところ何とか一組でも二組でも入居していただけるようなところに頑張って取り組んでみたいなというふうに考えてございます。

◇議 長 12番、小島一弘議員。

◇小島議員 お答えをいただきました。前段はちょっといただけないのですが、後段は評価したいと思います。前段は移住促進事業、9月の13日報道によると8日だと思うのですが、実施されたものに出るのはちょっといろいろ難しかったので、見合わせた、こういう話であります、だれも派遣できなかったということにはならないと思うのです、どんなに忙しくても。これは、戦略的な事業だというふうに私は思っておりますし、しかも道の登録町村になっているという説明も先ほどされていたわけありますから、これはやはり特段の配慮をして派遣をするということが望ましかったというふうに私は思うわけです。

それで、町長にそんなこともう一回聞いてもしようがないので、濱名助役は前任は企画課長でもありますし、当然そのことについては知る立場にいたわけでもありますし、事務方の最高責任者としてそういう配慮を従前に行わなかった、あるいは行えなかった事情があるのならこれはまた別でありますけれども、配慮に欠けていたかどうかについての感想を聞かせていただきたいと思います。

◇議 長 助役。

◇濱名助役 配慮に欠けていたのかどうかということから、結論から申しますと、その会議があったのを知っていたか知らなかったのかということよりも配慮が欠けていたかと言われれば、こういう戦略的な会議である、理由はたくさんあったかと思います。いろんな形で出席のできない理由もあった会議もこのほかにも場合によったらある場合もあり得ます。配慮があったかなかったかということになりますと、知っていてそれらを行かせなかったのかということでは決してございません。これらにつきまして、いろんな会議のあり方、それから出席の仕方等ございますが、結論から申しますと、正直なところこの会議そのものが重要であるという認識には立っておりますが、配慮があったかなかったかといえば、配慮がなかったと言われてもこれはいたし方ないと感じてございます。ただ、一つだけ言わせていただきたいと思いますのでありますが、この会議に出席仮にできていなくても北海道に対しましてその会議の内容、それからあり方等の細かな情報については、それらについては確認いたしているところでございます。

以上でございます。

◇議 長 12番、小島一弘議員。

◇小島議員 配慮に欠けていたということをお認めになったということですから、この問題についてはこれ以上申し上げません。

後段の評価について若干申し上げますが、現在2戸とりあえず取り組んでいると、これは今すぐは効果は生まれないかもしれませんが、情報発信として大空町はお試し

移住について遊休の公共施設を何とか利用してでも受け入れる用意があるのだという、これ全国へ発信する大きな材料だと思うのです。これは、一生懸命、さらに教育委員会とはさっきちょっと激しいやりとりになりましたが、教育委員会にも教職員住宅その他が多少遊休化して現実にはそのままの状態になっているというケースが見られます。美観上も問題あるのではないかなというところも時たま見受けられる。そんなことなどをあわせて考えますと、財政課の方で所管している事項については出発し始めたのかなと、その他のジャンルについても所管のところについても同様に考えて、山下町長の戦略方針に従って各課ができることを、お金がかからなくて、知恵を出せば現在の眠っている資源を活用してでも可能なことはどんどんやるべきではないかと、こんなふうに思っておりますから、その出発としておやりになったということを最大限評価をさせていただきたいと思います。今後もそのことを進めていただきたいと思います。

そのことは、特段の答えはいただかなくて結構なものですので、次に移住の希望受け入れ地域コーディネーターの関係について質問を続行したいと思います。このことについては、先ほど町長は昨年女満別町長時代には別な所用もあってセミナーに出られたと。担当課長がセミナーに出ていたと。23日の土曜日の説明会の席で高橋事務局長、NPOふるさと回帰支援センター、これは町長はもう既に知っておりますから、ほかの方が知らなかったら困るから申し上げるのですが、ふるさと回帰支援センターというのはその構成する団体は全国農業協同組合中央会、日本労働組合総連合会、日本経済団体連合会、いわゆる経団連です、日本生活協同組合連合会、生活クラブ連合会、全国農業会議所、全国森林組合連合会、全国漁業協同組合連合会、あと大地を守る会とか、全農ビジネスサポートとかいろいろありますが、国においてもこの事業についてはふるさと回帰フェアというのが10月13日、14日の両日にわたって行われるわけですが、国においても総務省、国土交通省、環境省、農林水産省、厚生労働省、文部科学省、経済産業省、その他日本経済新聞だとか、財団法人その他いろいろあるわけですが、こういう取り組みを行おうとしているのです。高橋局長が説明会の中でいろんなお話がありましたけれども、ちなみにNPOふるさと回帰支援センターのたしか理事長は立松和平さんで、斜里によく顔を出されていますよね。北海道の同じNPOふるさと回帰支援センターの理事長は、小檜山博さんです。そんなことで有名人の名前挙げればいいというものではないのですが、かなり構成団体との兼ね合いを見ると我々大空町にとって有効な関係を結ぶことが大きく前進する可能性を持っていると。ただ仲よくすればいいというものではなくて、私たちに心の用意が先ほど町長も言うておりましたけれども、用意があつて選別もしなければいけないのですが、そういった組織とやっぱり密接に連携した方がいいのではなかろうかと、私はそう考えております。団塊の世代がこれから退職する、相当数の中で、アンケート調査によると首都圏に住みたくなって、自分のふるさと及びその他の第二のふるさとを求めるというのが圧倒的な数であらわれているようです。この間の講演会の中でも出ておりましたけれども、そういうチャンスを生かさないと空港のある町であつて、高橋局長も言うておりましたけれども、全国日照率が高い地域、まさに大空という名前にふさわしい町ですねと言っていたかもしれませんが、そういう町だからこそこの好機

に積極的に取り組まなければやっぱり大空町も浮上していけないのではないかと、このように考えておりますので、後段時間なくなりますので、この辺でやめますが、予算はされていないようであります。大空町になってから初めてでありますから、その前の課長が云々、引き継ぎがどうだなんてこと、面倒くさいことは申し上げません。企画課長も助役に伴って交代したのですから、言いませんが、これに対する取り組みをひとつ、お金は旅費も何もついていないようですが、町長の特段の配慮でこういう関係を結ぶためにふるさと回帰フェアに参加してもらった方がいいのではないかと私は提言させていただきたいのです。この部分についてお答えをいただきたいというふうに思います。

◇議 長 町長。

◇町 長 まず、移住の受け皿となる住居、これは公共施設はもちろんでありますし、現在あいているそういう町の財産、そういったものの活用ということも考えてまいりたいというふうに思います。最初担当からそのことについての考え方ということを探ねられたところがございますけれども、今全部埋まっているのなら別だけれども、あいているのであればいろんな法的な事務的な制約があるのかもしれませんが、それを超えて対応できるように考えるべきだというふうな話もいたしました。その席で町として持っているものはそういうことでありますけれども、さらに地域全体として受け入れをしていくということでは、民間の方々が持っている例えば空き家になっている住宅ですとか、そういったものもあわせて地域全体として見たときには活用をさせていただくということも考えていかなければならないのではないかなと、そんなふうに思っております。そういう取り組みについては、順次その制約といいましようか、そういうものがあるものについてはハードルを越えながら対応していきたいと。まして民間の方々のご協力をいただくということでいけば、地域としての受け皿となる組織づくりというものをしっかりとつくっていかなければならないなど、改めてご提言の中で思ったところであります。

さらに、今回9月の23日に回帰支援センターの関係で懇談会といいましようか、説明会がございました。私は、本年の1月の末に女満別町長としてそのフェアの後の交流会に参加をいたしまして、立松和平会長の話ですとか、さらには見城美枝子さんなどのお話を伺っておりました。また、そのセミナーに参加をした復命の内容は、先日高橋事務局長が言われた受け入れをするための10カ条というようなことを題材にしながら地域としてどんな心構えで、また整備をしながら受け入れしていった方がいいのかというようなことの内容でありました。そういったものを見ながら、移住をしようかというご本人はもとよりご家族の方にいかに理解していただけるような、そんな作戦を持って取り組みをしていかなければならないのではないかなと、そんなふうに思っております。今回全国のふるさと回帰支援センターの提唱で行われるフェアというものは、10月の13、14日、これ昨年も開催しております。懇談会の席でそのフェアでお会いしましたねということで、思わずうんと言ってしまったのですが、よくよく聞きますと私はフェアではなくてセミナーに参加をした、その席で

高橋事務局長とお会いをしたということでございました。今回については、正直申し上げてフェアそのものには参加をする予算組みといたしましうか、考え方を持っておりませんでした。実は、昨年旧女満別町のときにもそのフェアというものはありましたけれども、ブースを構えて、さらにその受け入れ態勢をしっかりとものを持って、ハード物権も持ちながら移住の相談を承るというような内容かなと判断をいたしました。そういう中では、まだ去年の旧女満別町ではその受け皿ができていない、現在まだ大空町においても地元の組織が作り切れていないというようなことからいけば、まだ時期尚早かなというふうに思っています。さらに、この網走支庁管内の中においても登録市町村となっているところが先ほど12市町村あると言いましたけれども、斜網地域に限って申しまして網走市、美幌町、清里町、津別町、そして大空町というふうな形で名前が登録されてございます。ことし10月13日、14日のフェアは管内では紋別市だけが参加というふうに承っております。ことしのものにはなりませんけれども、大空町としては受け皿をしっかりと確定をさせながら、来年近隣の市町村とともに相図りながら、私ども大空町単独ということはもちろんでありますけれども、ほかの市町村とも連携しながらそういうところへの例えば参加と、地域こぞっての形というものがとれないかどうか検討してまいりたいというふうに思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

◇議 長 12番、小島一弘議員。

◇小島議員 町長の答弁で了としたいのでありますけれども、せっかくそこまでの気持ちを持っているのであれば、職員を派遣してブースを構えることを僕は要請しているわけではありません。今の状態ではそういう状況にないのも私もわかっておりますから、この機会にふるさと回帰支援センターとの密接な連携を深めると同時に、職員の資質向上の観点から、職員研修的な観点から派遣されたらよろしかろうと思いますので、ひとつご検討いただきたいと思います。そのことについては、ご検討いただくということだけで結構でございます。

あと時間もございませんので、財政健全化の見通しの中の問題に移りたいと思います。先ほどご答弁もいただきました。実質公債費比率については、4月の時点でのヒアリングその他で考えていたことと8月に公表されるまでの間にいろいろあって、あれやこれやあって、結局算定についてこんな誤差が生じたと、こういう説明であったように思います。ただ、問題はこうした大事な指標を、合併直後で大変だったということもよくわかっておりますし、事情はよく理解をしたいところではありますが、大事な指数ですので、若干違うぐらいのことは、これはあってもいいと言ったらおかしいのですが、しょうがないのかなと思うのですが、5.5%、大変な、道との見解の相違なんていうのであればまた別ですけれども、そこはそこまでも申し上げない中で答弁されている。こういうことを考え合わせると、もうちょっとシビアに、財政の大事な指標ですので、きちっと把握をしていただくということをお約束をいただくしか、これ以上済んだことをいろいろと言ってもしょうがないと思います。危機意識がないのではないかとということをちょっと辛口で言うとおし上げておきたいと思います。

なお、続けて同じことの中身ですので、合併特例債の活用でありますけれども、町長のお話聞くと、合併にとっての優遇策だけれどもというお話で、優遇策が目につくようなお話が聞こえてくるのですが、私が調べたときに過疎債との連携でいうとほとんど同じだという話でしたけれども、過疎債は100%ではないですか。ただ、入りを95%で判断するというのはこちらの問題で、100%までオーケーだというインターネット上の情報であります、あります。したがって、特例債よりもある意味では有利だと改めて認識をしたつもりでいるのですが、私の認識に間違いがあったら正していただきたいと思いますし、同時にあわせて合併特例債は合併に伴って新町建設計画に優遇政策で示されたことを住民に説明してきたのです。だから、新町建設計画は前の年のそれぞれの町村のいろんないきさつがあるという話は自分はよくわかりますけれども、今後においてはやはり特例債を使うことによって合併効果にかかわる事業については、合併効果を引き出す事業についてはやはりそれを活用するということをちゃんとしていかなければいけないのではないかなと、こう思っております。町民の方も何となくよくわからぬぞという雰囲気も出てくるかもしれません。光ケーブル問題については、あえて言えば過疎債の方には書いてあるのです、光ファイバーの設置というのは。ところが、こっちの方が有利なのにどうしたのかなという思いもあってそういう聞き方をさせていただくということで、あと1分ぐらいしかない、ゼロになったらあと1分ということなので、あと1分しかないのですが、お答えを願っておきます。

◇議 長 町長。

◇町 長 まず、22.7%と17.2%ということのその差、非常に大きいのではないかと。決してこれは合併直後の忙しさにかまけて算定がおろそかになったということではなくて、あくまでも4月時点、新しいものとして実質公債費比率というものが出てきたと。何なのだと聞きますと、債務負担行為の利子補給に係る分が該当するというので説明を受けましたので、担当としてはそれをもとに数値をはじいたと。私も財政の担当としていた経験もございますので、その心情というものは正直言ってわかります。18%が一つのボーダーラインとして示されているという中で、それを超えて自分で拡大解釈をしながらその分を盛り込んで数値を出すということは、担当者としてしたくないというふうな思いもあって、4月時点の情報の不確かなときにはある情報の中で算定をしているということだということでございます。実際には市町村における全体的な将来負担の状況がどうかということで、徐々にその具体的な内容が示されてきたという中で、最終的には7月7日に決算統計のヒアリングを行いましたけれども、その中でこういったもの、ああいったものを盛り込んで算出するようということでその数字が受け取られたと。実際には、6月の27日に予算審査特別委員会の中で17.2%ということでご答弁を申し上げたところでございます。その時点では、当初考えていた17.2%よりもこれは当然上がってくるであろうということの想像はできましたけれども、公の中で公表されている数字としては17.2%ということで支庁に行っていたと、それを曲げてご答弁を申し上げるだけの根拠が見つ

からなかったということでその数字を使わせていただいたと。改めてこの議会において、大空町の実質公債費比率については22.7%ということで押さえていただいたと。私どももその数字をしっかりと受けとめながら、これからの財政運営に当たっていききたいというふうに考えてございます。

過疎債につきましては、要綱上といいましょうか、制度上は100%でございます。ただ、最終的な起債借り入れの中で事業費の変動等があるということから、実質的には95%にとどめて借り入れを行うようにというような指導がありまして、実質的には95%を超えて借り入れた例はほとんどございません。中の事業調整の中でどうしても帳じりが合わないときには、起債の額を変更して95%を超える借り入れをした経験が旧女満別町時代ありましたけれども、基本的には95%で制限をかけられているという状況であります。

また、合併に対して過去いろんな説明をしてきましたけれども、私はずっと合併特例債というのは財源措置のある有利な起債であると、ですから必要に応じてそういったものを行使する、そういう権利を合併をすると得ることになると、ただ合併特例債といえども全部がただではないと、償還も必要なので、そのことについては十分検討しながら活用していくということを旨としていかなければならないと、そのように伝えてきたつもりでございます。また、過疎債、今回光ケーブル等についてなりますけれども、これは国全体の起債枠の問題もございます。そういった中で、今回は合併特例債という形で使わせていただいたということでもあります。実際にはメニュー的にはどちらの起債を充てても可能だというようなものもありますけれども、私も財政運営だけではなくて、合併をした効果ということを住民に問われたときにどのような財政運営のあらわし方をするかということにも今後意を払っていかなければならないなというようなことから、そういう視点からも合併特例債の活用ということも念頭に置きながら財政運営に当たっていききたいというふうに思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

(何事か言う声あり)

◇議 長 もう終わりです。時間です。

これにて小島一弘議員の一般質問を終了します。

これで一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後 3時06分

再開 午後 3時17分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第6 議案第39号

◇議 長 日程第6、議案第39号 物品の購入についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

齊藤事務長。

◇国民健康保険診療所事務長 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありますか。
（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第３９号 物品の購入についてを採決します。
お諮りします。本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第３９号 物品の購入については、原案のとおり可決されました。

◎日程第７ 議案第４０号

◇議 長 日程第７、議案第４０号 大空町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更についてを議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。
川口企画課長。

◇企画課長 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありますか。
（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第４０号 大空町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更についてを採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第４０号 大空町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更につい

ては、原案のとおり可決されました。

◎日程第 8 議案第 4 1 号

- ◇議 長 日程第 8、議案第 4 1 号 土地改良事業の施行についてを議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。
伊藤産業振興課長。

◇産業振興課長 (提案理由説明)

- ◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。
(「なし」の声あり)

- ◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありますか。
(「なし」の声あり)

- ◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第 4 1 号 土地改良事業の施行についてを採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

- ◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第 4 1 号 土地改良事業の施行については、原案のとおり可決されました。

◎日程第 9 議案第 4 2 号

- ◇議 長 日程第 9、議案第 4 2 号 国営畑地かんがい事業斜網地域維持管理協議会の設置についてを議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。
伊藤産業振興課長。

◇産業振興課長 (提案理由説明)

- ◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。
(「なし」の声あり)

- ◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありますか。
(「なし」の声あり)

- ◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。

これから議案第４２号 国営畑地かんがい事業斜網地域維持管理協議会の設置についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第４２号 国営畑地かんがい事業斜網地域維持管理協議会の設置については、原案のとおり可決されました。

ここでお諮りいたします。朝の会のときに一応３時半ごろと言いましたけど、４時までやりたいと思います。訂正させていただきます。

◎日程第１０ 議案第４３号

◇議 長 日程第１０、議案第４３号 緑ダム管理条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

伊藤産業振興課長。

◇産業振興課長 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第４３号 緑ダム管理条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第４３号 緑ダム管理条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第１１ 議案第４４号

◇議 長 日程第１１、議案第４４号 清泉頭首工管理条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

伊藤産業振興課長。

◇産業振興課長 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありますか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第４４号 清泉頭首工管理条例制定についてを採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第４４号 清泉頭首工管理条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第１２ 議案第４５号

◇議 長 日程第１２、議案第４５号 大空町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。
三條福祉課長。

◇福祉課長 (提案理由説明)

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありますか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第４５号 大空町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第４５号 大空町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第 13 議案第 46 号

- ◇議 長 日程第 13、議案第 46 号 大空町日常生活用具給付等事業に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。
三條福祉課長。

◇福祉課長 (提案理由説明)

- ◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。
(「なし」の声あり)

- ◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありますか。
(「なし」の声あり)

- ◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第 46 号 大空町日常生活用具給付等事業に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

- ◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第 46 号 大空町日常生活用具給付等事業に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎延会の議決

- ◇議 長 お諮りします。
本日の会議はこれで延会したいと思います。ご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

- ◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

◎延会の宣告

- ◇議 長 本日はこれで延会します。
ご苦労さまでした。

延会 午後 4 時 06 分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

平成 1 8 年第 2 回

大空町議会定例会会議録

〔その 2〕

- ・ 招 集 平成18年 9 月26日
- ・ 開 会 平成18年 9 月26日
- ・ 閉 会 平成18年 9 月27日

大 空 町 議 会

大空町議会会議録

1 応招議員は次のとおりである。

1 番	近 藤 哲 雄	10番	平 田 一 行
2 番	松 田 信 行	11番	勝 田 鉄 城
3 番	斎 藤 宏 司	12番	小 島 一 弘
4 番	植 田 泰 弘	13番	豊 島 義 秋
5 番	森 田 暢 明	14番	田 中 勝 吉
6 番	松 岡 克 美	15番	檜 原 達 也
7 番	坂 本 一 光	16番	森 進
8 番	元 木 良 一	17番	厚 海 六 郎
9 番	深 川 昇	18番	後 藤 幸太郎

2 不応招議員は次のとおりである。

3 出席議員は応招議員と同じである。

4 欠席議員は不応招議員と同じである。

5 会議事件のために出席した者は次のとおりである。

町	長	教 育 委 員 会 委 員 長
代 表 監 査 委 員		女満別地区農業委員会会長
助	役	福 祉 課 長
助	役	農 政 課 長
総 合 支 所 長		商 工 観 光 課 長
総 務 課 長		建 設 課 長
出 納 課 長		住 民 生 活 課 長
企 画 課 長		保 健 福 祉 課 長
財 政 課 長		東藻琴国民健康保険診療所 事 務 長
財 政 課 参 事		産 業 振 興 課 長
住 民 課 長		建 設 水 道 課 長
住 民 課 参 事		総 務 係 長
教 育 長		生 涯 学 習 課 長
女満別教育センター長		監 査 委 員 事 務 局 長
女満別地区農業委員会 事 務 局 長		東藻琴地区農業委員会 事 務 局 長

6 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長、庶務係長、庶務係主査

7 会議事件及び議事日程は別紙のとおりである。

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

- ◇議 長 おはようございます。
ただいまから平成18年第2回大空町議会定例会第2日目の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- ◇議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、議長において、2番、
松田信行議員及び3番、斎藤宏司議員を指名します。

諸般の報告

- ◇議 長 この際、諸般の報告を行います。
事務局長に報告いたさせます。
事務局長。

- ◇事務局長 諸般の報告を申し上げます。
ただいまの出席議員は18名全員であります。
本日の会議に説明のため出席する者の職、氏名は一覧表として配付しているとお
りであります。
本日の日程は、お手元に配付してあります議事日程のとおりであります。
以上です。

- ◇議 長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第2 議案第47号

- ◇議 長 日程第2、議案第47号 大空町乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を
改正する条例制定についてを議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。
三條福祉課長。

- ◇福祉課長 （提案理由説明）

- ◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）

- ◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありますか。
（「なし」の声あり）

- ◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。

これから議案第４７号 大空町乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第４７号 大空町乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第３ 議案第４８号

◇議 長 日程第３、議案第４８号 大空町老人医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三條福祉課長。

◇福祉課長 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第４８号 大空町老人医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第４８号 大空町老人医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第４ 議案第４９号

◇議 長 日程第４、議案第４９号 大空町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三條福祉課長。

◇福祉課長 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありますか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第49号 大空町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第49号 大空町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第50号

◇議 長 日程第5、議案第50号 大空町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。
阿部住民課長。

◇住民課長 (提案理由説明)

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありますか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第50号 大空町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第50号 大空町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第 6 議案第 5 1 号

◇議 長 日程第 6、議案第 5 1 号 大空町都市公園条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

高橋建設課長。

◇建設課長 (提案理由説明)

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 5 1 号 大空町都市公園条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 5 1 号 大空町都市公園条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第 7 議案第 5 2 号

◇議 長 日程第 7、議案第 5 2 号 平成 1 8 年度大空町一般会計補正予算 (第 3 号) を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

大槻財政課長。

◇財政課長 (提案理由説明)

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

5 番、森田暢明議員。

◇森田議員 2 点ほどちょっと、質問というよりもちょっとわからないので教えていただきたいと思いますが、まず歳入の 6 2、6 3 ページであります、分担金、負担金のところで、女満別豊住地区経営体育成基盤整備事業分担金 3, 4 0 0 万ほどがマイナスになってございまして、次のページで 6 4、6 5 ページの同じく農業費補助金として道の補助金でありますけれども、同じく道事業が 4 5 万円の補助金が増にな

っていると。先ほど財政課長の方から報告ありましたのは、この事業の何か変更というのか、以前はこの事業はポストパワーアップにのらないでやってきた事業だったかなと理解しているのですが、北海道も今年度もやりたいというような知事のお話も、予算がまだ決まる前に知事の意向としてそのようなお話もあったところでありますけれども、ポストパワーアップの事業にまたのせるというようなことでの変更になったのか、その辺のことをちょっとお聞きしたいなというふうに思います。

それからもう一つ、66ページ、67ページであります、歳出であります。民生費の老人福祉費、福祉バス運行事業であります、ここで修繕料27万円ということで計上されております。福祉バスの運行にありましては、かなり福祉バスも老朽化しているというようなことを私も理解している、認識しているところでありますけれども、町外に福祉バスが運行されたときに福祉バスが故障をして、また大空町の所有しているバスが代替運行に走ったというようなこともちょっとお聞きしているわけですが、やはりこの福祉バスそのものもかなり老朽化してきているのかなというふうにも思うわけでありますけれども、計画的な部品の取りかえであるとか、修繕を前もって先々にやっていくような考え方が、老朽化すればするほど必要ではなかろうかなというふうに感ずるわけでありますけれども、その辺の考え方を今後どのような方向で進めていくお考えなのか、お聞きしたいと思います。

以上です。

◇議 長 農政課長。

◇農政課長 ただいまご質問のごさいましたパワーアップの関係でございします。一応第2期ということで、北海道の方で事業期間といたしましては平成13年から5年間ということで、去年までパワーアップ実施してございします。その間につきまして、女満別地区におきましては一応パワーアップの関係については終了がございします。あるというようなことで、一応17年度までの期間を残した部分もあったのですが、一応パワーアップについては実施をしないということで、女満別地区については取り進められていた状況でございします。しかしながら、今回合併をしたというような状況がございまして、東藻琴村についてもことし西部地区ということで、基本設計の関係始まっておりますけれども、これらの部分も含めて今後の農業もやっぱり生産の向上というようなこと、あるいは農家の経費の負担の軽減を図っていききたいというようなことで、町内の中でも一応協議をさせていただいた状況でございします。その上で今年度、18年度から新たに北海道が5年間ということで22年までのパワーアップ事業を第3期ということで実施するということが決定されてございします。この関係が、最終的に要綱等が決定されてきたのが4月に入ってからというようなことがございまして、それらも含めて改めて町内で実施の方向で検討させていただいて、今回補正予算ということで上げさせていただいたところとございします。減額の関係の予算の関係で先ほどございしました歳入の関係の63ページの部分でございしますけれども、これにつきましてはそれぞれ率の関係が17.5%と、それから25%ということで、当初パワーアップを入れなければ受益者負担がございしました。これが今回のパワーアップを入れ

ることによって受益者が7.5%ということに伴いまして、今回農家負担分の一応減額ということで、歳入の方を削っている状況でございます。それから、その部分に関わるものにつきましては土地連の方から2分の1の負担、それと町の方で先ほど財政課長の方でご説明申し上げました歳出の方でのその他財源を一般会計に振りかえるということで処理をさせていただいてございます。そういうことで、歳入歳出については中身的には増減がないと、財源の振りかえで処理をするという状況でございますので、よろしくご審議のほどお願いしたいと思っております。

◇議 長 福祉課長。

◇福祉課長 福祉バスの故障が今回上川町において車体を持ち上げるエアパイプが破損をして、実際車が走れなくなったということで修繕をしたわけですが、当然年数を経しておりますので、予想される箇所については前もって修繕をするようには努めさせていただきたいなというふうに思います。今回1カ所の破損ではあったのですが、予想される箇所のパイプ等も含めて改修をするということで進めておりますし、今後についてもできるだけ途中で故障して走れなくなっても困りますので、修繕に努めていきたいと思っておりますので、ご理解賜りたいと思っております。

◇森田議員 はい、わかりました。

◇議 長 そのほかありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありますか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第52号 平成18年度大空町一般会計補正予算(第3号)を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第52号 平成18年度大空町一般会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第53号

◇議 長 日程第8、議案第53号 平成18年度大空町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第2号)を議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。

三條福祉課長。

◇福祉課長 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありますか。
（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第53号 平成18年度大空町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第53号 平成18年度大空町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。
ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時05分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第9 議案第54号

◇議 長 日程第9、議案第54号 平成18年度大空町老人保健特別会計補正予算（第1号）を議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。
三條福祉課長。

◇福祉課長 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありますか。
（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第５４号 平成１８年度大空町老人保健特別会計補正予算（第１号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第５４号 平成１８年度大空町老人保健特別会計補正予算（第１号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１０ 議案第５５号

◇議 長 日程第１０、議案第５５号 平成１８年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第１号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三條福祉課長。

◇福祉課長 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第５５号 平成１８年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第１号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第５５号 平成１８年度大空町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第１号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１１ 議案第５６号

◇議 長 日程第１１、議案第５６号 平成１８年度大空町介護サービス事業勘定特別会計補正予算（第１号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

三條福祉課長。

◇福祉課長 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありますか。
（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第５６号 平成１８年度大空町介護サービス事業勘定特別会計補正予算（第１号）を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、議案第５６号 平成１８年度大空町介護サービス事業勘定特別会計補正予算（第１号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１２ 認定第１号ないし日程第３３ 認定第２２号

◇議 長 日程第１２、認定第１号 平成１７年度東藻琴村一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第３３、認定第２２号 平成１７年度大空町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定についてまで２２件を一括議題とします。
本件について、日程の順序により順次提案理由の説明を求めます。
大槻財政課長。

◇財政課長 （提案理由説明）

◇議 長 お諮りします。本件については、議長及び議会選出監査委員を除く１６人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続審査とすることにしたいと思います。ご異議ありませんか。
（「なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、本件については議長及び議会選出監査委員を除く１６人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続審査とすることに決定しました。
暫時休憩します。

休憩 午前１１時４４分

再開 午前１１時４６分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、決算審査特別委員会の委員はお手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

ここでしばらく休憩いたします。

休憩中に決算審査特別委員会を開催し、特別委員長の互選を行ってください。

ここで昼食のため休憩いたします。

再開はブザーをもってお知らせします。

休憩 午前 11時47分

再開 午後 1時28分

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから諸般の報告をします。

休憩中に先ほど設置されました決算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので報告します。決算審査特別委員会委員長に坂本一光議員、副委員長に深川昇議員。

以上のとおり互選された旨の報告がありました。

◎日程第34 発議第15号

◇議 長 日程第34、発議第15号 出資法の上限金利の引き下げ等、出資法及び貸金業規制法の改正を求める要望意見書を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

深川昇議員。

◇深川議員 (提案理由説明)

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第15号 出資法の上限金利の引き下げ等、出資法及び貸金業規制法

の改正を求める要望意見書を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、発議第１５号 出資法の上限金利の引き下げ等、出資法及び貸金業規制法の改正を求める要望意見書は、原案のとおり可決されました。

◎日程第３５ 発議第１６号

◇議 長 日程第３５、発議第１６号 療養病床の廃止・削減の中止等を求める要望意見書を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

桒原達也議員。

◇桒原議員 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第１６号 療養病床の廃止・削減の中止等を求める要望意見書を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、発議第１６号 療養病床の廃止・削減の中止等を求める要望意見書は、原案のとおり可決されました。

◎日程第３６ 発議第１７号

◇議 長 日程第３６、発議第１７号 平成１９年度国家予算編成における義務教育費無償及び国庫負担制度の堅持と負担率２分の１復元を求める要望意見書を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

桒原達也議員。

◇桒原議員 （提案理由説明）

◇議 長 これから質疑を行います。質疑ありませんか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありますか。
(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから発議第17号 平成19年度国家予算編成における義務教育費無償及び国
庫負担制度の堅持と負担率2分の1復元を求める要望意見書を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。
したがって、発議第17号 平成19年度国家予算編成における義務教育費無償
及び国庫負担制度の堅持と負担率2分の1復元を求める要望意見書は、原案のと
おり可決されました。

◎日程第37 報告第1号

◇議 長 日程第37、報告第1号 平成17年度財団法人女満別青少年育成事業協会
の経営状況についてを議題とします。
山下町長からお手元に配付しているとおり、法人の経営状況を説明する書類の提出
がありましたので、本件について提案理由の説明を求めます。
鈴木生涯学習課長。

◇生涯学習課長 (提案理由説明)

◇議 長 これで平成17年度財団法人女満別青少年育成事業協会の経営状況につい
ては終わります。

◎日程第38 報告第2号

◇議 長 日程第38、報告第2号 平成17年度財団法人女満別町産業開発公社の経
営状況についてを議題とします。
山下町長からお手元に配付しているとおり、法人の経営状況を説明する書類の提出
がありましたので、本件について提案理由の説明を求めます。
菊地農政課長。

◇農政課長 (提案理由説明)

◇議 長 これで平成17年度財団法人女満別町産業開発公社の経営状況については
終わります。

◎日程第３９ 報告第３号

- ◇議 長 日程第３９、報告第３号 平成１７年度大空町土地開発公社の経営状況についてを議題とします。

山下町長からお手元に配付しているとおり、法人の経営状況を説明する書類の提出がありましたので、本件について提案理由の説明を求めます。

川口企画課長。

- ◇企画課長 （提案理由説明）

- ◇議 長 これで平成１７年度大空町土地開発公社の経営状況については終わります。

◎日程第４０ 報告第４号

- ◇議 長 日程第４０、報告第４号 平成１７年度株式会社藻琴山温泉管理公社の経営状況についてを議題とします。

山下町長からお手元に配付しているとおり、法人の経営状況を説明する書類の提出がありましたので、本件について提案理由の説明を求めます。

伊藤産業振興課長。

- ◇産業振興課長 （提案理由説明）

- ◇議 長 これで平成１７年度株式会社藻琴山温泉管理公社の経営状況については終わります。

◎日程第４１ 報告第５号

- ◇議 長 日程第４１、報告第５号 例月出納検査報告についてを議題とします。

監査委員から例月出納検査報告書の提出がありましたので、監査委員の報告を求めます。

佐々木代表監査委員。

- ◇代表監査委員 （例月出納検査報告）

- ◇議 長 これで例月出納検査報告については終わります。

◎閉会の宣告

- ◇議 長 これで本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

山下町長から発言があれば許します。

町長。

◇町 長 第2回大空町の定例町議会の閉会に当たりまして一言私からごあいさつを申し上げます。

昨日、9月26日に安倍新内閣が発足をいたしました。これからの国の将来を考える上で大変重要な時期の内閣ということで、私どももその動向というものを十分注視しながら対応して地域の活性化につなげてまいりたい、そんなことを思っているところでございます。この内閣の中の顔ぶれを見ますと、先年旧女満別町にお立ち寄りをいただき懇談をさせていただいた大田弘子氏が経済財政担当の大臣ということで入閣を果たしてございます。まさに今地方の財政の困窮度合いということは、国の手法にかかっているということでもあります。ぜひとも、これからそういった中で活動していただく中においては、地方のことを十分考えていただいた政策展開をしていただきたいと、そんなことを機会あるときに伝えてまいりたいなと、こんなことを思うところでございます。

また、9月26日というのは過去における台風の上陸日で非常に数の多い日にちになってございます。昭和33年には狩野川台風、翌34年には伊勢湾台風という大きな台風が日本に上陸し災害がもたらされたわけでありまして。災害というわけではありませんが、そういったものを含めた非常時の対応というものが、今行政の中で非常に大きく取り扱われているのが実態でございます。災害ではありませんでしたが、昨日美幌町におきまして水源地の事故ということで、全町的に断水になるというような事故があり、対策本部を設置したという連絡がありました。また、大空町に対しましても緊急の要請ということで、給水タンク車等の応援をしたところでございます。消防関係の車両2台、さらには防災機材として持っておりましたポリタンクですとか、ポリ容器、そういったものの貸し出しをしたところでございます。お昼に美幌町長が来庁されまして、とりあえず最低限の現場復旧はかなったということで、断水が解消され平常に戻りつつあるという報告を受けたところであります。隣町のことは言いながら、いつ本町においてもそのような事故、または災害がやってくるとも限らないわけでありまして。そういったときにいかに対応できるかということはこの機会に改めて肝に銘じておきたいなと、そんな感じを抱いたところでございます。

この定例会におきましては、各氏から一般質問を寄せていただきました。合併をして半年が経過をしたということで、想定していた分もありますけれども、想定以外の分も事務段階としてはいろいろなものが出されてきております。それをしっかりと受けとめながら検証して、よりよい大空町の行政組織、また事務事業にしていかなければならないと、改めて考えたところであります。行政の内部におきましては、半年が経過をして、残す半年で今年度分のやり残した仕事をしっかりとやらなければならないという時期を迎えておりますし、さらには19年度の、来年度の予算編成に向かって町としてどのような方針を持って取り組んでいこうかというような時期にもなっております。今回一般質問でご質問された内容等についても、そういうところの示唆というものがあつたように思っております。ぜひそういった質問の内容を十分尊重させていただきながら、来年度に向けて、また今年度の事業精査に充ててまいりたいと、そのように思いますので、これからはいろんなところでまたご提言、ご意見等をいただきますよう重ねてお願いを申し上げ、お礼にかえさせていただきたいと思っております。

大変どうもありがとうございました。

◇議 長 平成18年第2回大空町議会定例会を閉会します。
大変お疲れさまでした。

閉会 午後 2時12分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員